

令和 6 年 9 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 81号 八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 82号 八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について

第 6 議案第 83号 八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第 84号 八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

第 8 議案第 85号 八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例制定について

第 9 議案第 86号 八峰町定住促進住宅条例制定について

第 10 議案第 87号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

第 11 議案第 88号 令和 6 年度八峰町一般会計補正予算（第 3 号）

第 12 議案第 89号 令和 6 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

第 13 議案第 90号 令和 6 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

第 14 議案第 91号 令和 6 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 2 号）

第 15 発議第 4号 決算特別委員会の設置について

第 16 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

第 17 議案第 92号 令和 5 年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について

第 18 議案第 93号 令和 5 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 19 議案第 94 号 令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第 95 号 令和 5 年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第 96 号 令和 5 年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第 97 号 令和 5 年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第 98 号 令和 5 年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第 99 号 令和 5 年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第 25 議案第 100 号 令和 5 年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第 26 陳情第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について

出席議員（12人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫
7 番 腰 山 良 悦	8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人
10 番 門 脇 直 樹	11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 堀 内 満 也	副 町 長 田 村 正
教 育 長 鈴 木 洋 一	総 務 課 長 和 平 勇 人
財 政 課 長 堀 内 敬 文	企画政策課長 高 杉 泰 治
建 設 課 長 浅 田 善 孝	防災町民課長 工 藤 善 美
農林水産課長 堀 内 和 人	商工観光課長 成 田 拓 也
税務会計課長 今 井 利 宏	福祉保健課長 菊 地 俊 平
教 育 次 長 山 本 節 雄	学校教育課長 山 本 望
生涯学習課長 石 上 義 久	農業委員会事務局長 内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和 6 年 9 月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、6 番菊地 薫君、7 番腰山良悦君、8 番見上政子さんの 3 名を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る 8 月 30 日、議会運営委員会を開催し、8 月 5 日付けで議長から諮問のあった令和 6 年 9 月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から13日までの11日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

なお、陳情が採択となった場合は、意見書の提出の発議を最終日に追加いたします。

以上。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、日割表及び議事日程表により本日から13日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から13日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和6年9月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、台湾への農産物販売促進活動についてであります。

町内農家の所得向上等を目的に、町の農産物を海外に売り込むため、秋田やまもと農協や町内の農業法人等と一緒に8月20日から23日にかけて台湾を訪問し、青果物卸業を営む商田實業株式会社との商談や台北市内の市場調査を行ってまいりました。

農産物の商談につきましては、椎茸や米、キャベツ、そば、梨、生薬等のサンプルを提示しながら、取引きに向けた意見交換を行ったところであり、中には相当に興味を示していただいた品目もあり、一定の手応えを感じたところであります。

また、青果市場や農水産物販売所等の調査については、台湾は日本同様に贈答文化があるため、高級品の品揃えが豊富で、特に果物は大きなスペースを設けて販売されておりましたので、八峰町産の梨や高級黒椎茸等が入り込む余地は十分にあると考えております。

今後は、継続的に関係者と連絡を取り合いながら、商談が成立できるよう取り組みを進めてまいります。

次に、8月16日に峰栄館において開催いたしました「戦没者追悼式」についてであります。

式典には、ご遺族や来賓など35名の皆様にご臨席を賜り、先の大戦で犠牲となられました方々に哀悼の意を表し、平和を守っていくこととお誓いいたしました。

今年は、終戦から79年となりますが、数多くの教訓を風化させることなく、不戦の

決意を新たに、平和の尊さを次の世代に語り継いでいかなければならないことを再確認したところであります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

旧峰浜庁舎跡地に整備している「定住促進住宅」については、8月末時点における工事の進捗率が約41%であり、計画どおり進んでおります。

また、建物の完成時期は、12月中旬を予定しておりますが、完成後、速やかに入居できるよう、入居者の公募を10月頃から開始することとしております。

入居者の公募に当たっては、「公募の方法」をはじめ、「入居者の資格」や「家賃」等、関係条例を制定する必要があることから、本定例会に関連条例と予算を提案しております。

次に、「地域公共交通」についてであります。

8月7日に「八峰町地域公共交通会議」を開催し、巡回バス及びデマンド型乗合有償運送の運行状況の報告と更新登録について協議いたしました。

運行状況については、令和5年度における巡回バス及びデマンド型乗合有償運送の延べ利用者数が、それぞれ1万1,008人と1,431人であることなどを報告しております。

また、更新登録は、登録期間の更新に加え、巡回バスのルートを変更し、能代市内まで乗り換え不要で直通運行とすることや、利用実績のないバス停留所の廃止、運賃の変更等を説明し、委員の方々から同意を得たところであります。

さらに、秋北バス株式会社からは、巡回バスの能代市内までの直通運行に伴い、現在運行している能代・峰浜線を9月30日をもって廃止する意向が示されたことから、巡回バスの新たな運行体系を10月1日から実施することとしております。

新たな運行体系への移行に当たり、今後、町民に対し十分な周知を行ってまいりますとともに、引き続き、利用者の声を大事にしながら、巡回バスの更なる利便性の向上に努めてまいります。

次に、8月4日に能代港下浜岸壁ふ頭で開催された「能代市山本郡消防操法大会」についてであります。

今回の大会は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行後、初めて参観者を招いての開催となりました。

町からは、ポンプ車操法の部に1組、小型ポンプ操法の部に3組が出場し、出場選手は連日夜遅くまで訓練してきた成果を存分に発揮し、小型ポンプ操法の部において第

10分団が第2位と、好成績を収めました。

6月7日から、暑い中、連日訓練に参加されました消防団の皆様と長期間にわたりご指導いただきました八峰消防署の皆様には、心から感謝を申し上げます。

次に、八森地区の海岸における一斉清掃についてであります。

6月29日に実施した海岸清掃は、早朝からの作業にもかかわらず、265名の町民の方々からご協力いただき、可燃ごみと不燃ごみを合わせて約4tのごみが拾い集められました。

ごみの多くは漁具などの漂着物でありましたが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもあったことから、町では引き続き、モラルの向上や不法投棄防止の啓発に努めてまいります。

また、大雨による影響で大量の流木が漂着しましたが、こうした状況は、海岸の景観を損ねるだけでなく、海岸保全施設の機能を阻害することになるため、海岸管理者である県に対し、流木等の対策を働きかけております。

次に、農業関係についてであります。

東北農政局が発表した本県における作柄概況は、8月15日時点において、やや良と見込まれておりますが、これから迎える収穫期が天候に恵まれ、刈り取り作業が無事終わられるよう願っております。

また、米の需要については、令和5年産米が猛暑による影響で一等米比率が減少したことやインバウンドの回復による外食需要の拡大などにより、全国的に需給が逼迫しております。

今後、本年産米が市場に出ることにより、こうした状況は改善されるものと考えますが、資材価格の高騰等も相まって、本年産米の米価は高値水準になると見込まれることから、引き続き、市場の状況や国、県の取り組み等を注視してまいります。

次に、8月10日に中浜地区において開催された「八峰花火フェス2024」についてであります。

本イベントは、昨年度で終了した雄島花火大会を引き継ぐ形で、新たに地域の若い世代が中心となって実行委員会を立ち上げ行われたものであります。

当日は、男鹿のなまはげ太鼓や文化ホールにおいて音楽イベントも併せて行われたほか、好天に恵まれたこともあり、雄島から打ち上げられた1,500発の花火が会場を訪れた大勢の観客を魅了しました。

こうしたイベントは町の活性化に繋がるものと考えますので、引き続き、町としても取り組みを支援してまいります。

次に、ハタハタ館のシングルルームについてであります。

ハタハタ館の3階会議室をリノベーションして整備を進めておりましたシングルルーム6室の工事が7月末に完了し、8月1日より供用を開始しております。

各部屋には、セミダブルベッドや冷蔵庫、テレビ、デスク、W i - F i 等が完備されており、出張などビジネス利用に最適な環境となっております。

これまでハタハタ館にはなかったシングルルームの完成により、当管内で需要が高まっているビジネス利用客の受け皿となることを期待しております。

次に、全国学力・学習状況調査についてであります。

本県は、小学6年生、中学3年生ともに全国トップ級の成績でありましたが、本町の状況は、県平均を100とした場合、小学6年生は114、中学3年生は108と、県平均を大きく上回る良好な結果でありました。

今後は、調査結果を検証した上で、明らかになった課題に対し、電子黒板やタブレットなどの情報通信技術を積極的に活用しながら授業改善に取り組んでまいります。

次に、8月14日に峰栄館において開催いたしました「二十歳を祝う会」についてであります。

今年度の対象者は51名で、うち40名に出席していただきました。

式典では、医師を目指して勉学に励んでいる代表者から「自分と向き合って、夢を追い求めて精進し、地域への感謝を忘れず、成人としての自覚を持ち、理想に向かって不断の努力を続ける」との力強い誓いの言葉があり、頼もしく立派な新成人の姿を拝見し、大変誇らしく思うとともに、現在実施している「ふるさと教育」の重要性を改めて実感したところであります。

式典開催に当たり企画運営に御尽力いただきました実行委員の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

次に、スポーツ少年団活動についてであります。

6月22日に潟上市で開催された高円宮賜杯第44回全日本学童軟式野球秋田県大会に、「八峰グローリーズ」が出場しました。

初戦で勝利を収め、次の準々決勝でも勢いそのままに初回から有利に試合を進めておりましたが、後半逆転を許しての惜敗となりました。

しかしながら、7月13日に行われた第22回J A共済学童野球大会秋田やまもと地区予選では見事優勝し、9月14日から秋田市で開催される全県大会への切符を手にしております。

また、小学生バドミントンの「能代ジュニア」に所属する笹本杏さんは、7月25日から京都府長岡京市で開催された、第40回記念若葉カップ全国小学生バドミントン大会の女子団体戦に出場しました。

笹本さんは、副主将としてチームを牽引しましたが、残念ながら決勝トーナメント進出は叶いませんでした。

それぞれ、この経験を今後に生かし、さらに成長されますよう期待しております。

次に、令和5年度一般会計決算の実質収支についてであります。

一般会計歳入総額は76億7,898万円、歳出総額は68億5,124万4,000円となり、差し引き8億2,773万6,000円の剰余金が生じました。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億6,613万6,000円の黒字となっており、地方財政法に基づき、実質収支の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てることとしております。

実質収支については黒字となっておりますが、財政調整基金からの大幅な取り崩しなどにより歳入を確保したものであり、前年度からの繰越金や基金取り崩しなどの要因を除いた実質単年度収支は、5億8,122万8,000円の赤字となります。

近年、町の財政は、財政調整基金の取り崩しに依存し、収支の均衡が図られていないことから、今後は、厳しい財政状況を職員一人一人が認識を共有するとともに、事務事業の見直しを進め、財源の確保と歳出の抑制に努めながら、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第81号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、マイナンバー法の一部改正に伴う改正であります。

議案第82号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定については、水道法の一部改正に伴う改正であります。

議案第83号、八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定については、水道法の一部改正に伴う改正であります。

議案第84号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例制定については、政令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第85号、八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例制定については、巡回バスの能代市内への乗り入れに伴う事業の変更点等について、関係条文を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第86号、八峰町定住促進住宅条例制定については、定住促進住宅の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例制定しようとするものであります。

議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、マイナンバー法の一部改正に伴う規約変更について、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、1億1,317万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を66億8,850万3,000円とするもので、主な歳出は、プレミアム付商品券発行事業費の追加などとなっております。

議案第89号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、279万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,075万1,000円とするもので、主な歳出は、システム改修費の追加であります。

議案第90号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、5,097万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億5,798万円とするもので、主な歳出は、前年度国県支出金の精算に伴う返還金の追加であります。

議案第91号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、991万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を1億216万7,000円とするもので、主な歳出は、新型コロナワクチン接種事業費の追加であります。

議案第92号、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和5年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第93号から議案第98号までの各案件は、令和5年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第99号及び議案第100号は、令和5年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

報告第4号は、令和5年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

報告第5号は、令和5年度八峰町簡易水道事業会計の継続費精算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は20議案で、報告件数は2件であります。

なお、旧岩館小学校解体工事契約締結につきましては、今定例会の会期中に追加提案させていただきたいと考えております。

詳細につきましては各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第81号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第81号、八峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町国民健康保険条例（平成18年八峰町条例第106号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由についてですが、令和6年6月9日公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行により、関係する国民健康保険法の改正法が令和6年12月2日から施行されることから、関係条例の改正をするものです。

改正の内容につきましては、説明資料にてご説明します。

新旧対照表の次のページからとなります。

条文の改正については、令和6年6月9日に公布された、いわゆる番号法の一部の改正により、関係する国民健康保険法（以下「法」といいます。）第9条各項の規定が整理されたことにより、参照する項が変わったものであります。

また、附則には、法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定が削除されましたが、改定後の国民健康保険条例の規定は、施行日にした行為に対する罰則については従前の例による旨を規定するとともに、施行日時点で現に被保険証を交付されている世帯が施行日以後に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還についても従前の例にすると規定した上で、その罰則についても同様に従前の例により取り扱うとするということの経過措置を設けております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） マイナンバーカードは任意になっております。で、保険証が紐づけされてますけれども、持っていない人は資格確認書が発行されて5年間有効ということとですけれども、何人を想定しているのかということと、現在、資格証明書と短期保険証を発行されている人たちは、12月2日からどのようになるのか教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 回答いたします。

資格確認書の有効期限について5年とされて、5年以内で定めることができるとされておりますけれども、秋田県内の例を見ますと、その全てが1年となっておりますので、当町もその例に従うというか、参照して1年ということにして、これまでどおり1年というふうに考えていきたいと思っています。

そして、もう一つの短期被保険者証、そして資格確認書について、どのようになってしまうかということなんですけれども、これも法の改正に伴いまして、それらの言葉がなくなりまして、資格確認書という一つの言葉でひとくくりにされることになりましたが、その資格保険書発行の中で資格証明書、資格証明者の方については、特別療養というふうにその資格確認書に明記されることになりました。短期被保険者証の方については、その資格確認書の有効期限を半年以内とするということに対応したいと、対応するというようにしております。

以上となります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論をします。

国の方では5年間の有効ということを定めてますので、これ秋田県が1年間だけにするということは、これはちょっと大変なことであります。

マイナンバーカードの誤登録や情報漏洩が発生しています。中には病院で資格無効という表示が出て10割負担になったという例もあります。トラブルが止まらない現状で

あります。医療施設の9割が保険証の存続を求めています。県保険協会が行った3回目のアンケートの結果でも、なおそのような存続を求めているアンケート結果になっております。

厚生労働省が8月30日、健康保険証を廃止し、マイナンバーカード一本化すると、省令改正案について行ったパブリックコメントの結果を発表しました。5万3,028件の意見提出があり、ほとんどがマイナ保険証に反対とされています。というのも、窓口の負担が増える。他人の情報が誤って入っている。漏洩問題。残せばコストがかからないが、このままいくとコストがかかって大きな不安が高まっています。命に関わる問題です。政府の調べでは、マイナ保険証の利用率は5月時点で7.3%、これが最高だと報じられています。

このような現状の中でマイナンバーカードを保険証に紐づけすることには反対です。よって、この条例にも反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第82号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第82号についてご説明いたします。

議案第82号、八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管

するため、水道法の一部が改正されることに伴い、関係条例の整備等の必要があるためです。

次のページをご覧ください。

条例の改正文です。このたびの改正は、先ほど提案理由でも述べましたように、法律の公布により水道法の一部が改正され、同法に基づく事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、条例中に引用されている文言の整理を行うものです。

改正内容は、条例第4条第1項中及び第36条第2項ただし書中「厚生労働省令」とあるのを「国土交通省令」に、第31条ただし書中及び第36条第2項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改めるものです。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 福祉労働省の方から国土交通省の方に変わるということですが、それが感染症の問題とか、水道の中に感染症の問題とか、水道ですので飲み水ですので福祉の方と関係、厚生の方と関係あると思うんですけども、当町においては、これが変わったことによって何か変化があるんでしょうか。例えばですね、水の中にフッ素とか、それから農薬ですね、それから、いろんなものが入ってきてるという問題も出てきてます。そういうことに関連しては、福祉の方と連携するとか、そういうふうな、もう建設課一本でこれを解決するのか、その辺いかなものなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

上位法令で厚生労働大臣から国土交大臣及び環境大臣の方に事務が移管されたということでありましても、水質管理とかは従来どおり建設課の方でやられてますし、今までどおりということで変わりないと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第83号、八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第83号についてご説明いたします。

議案第83号、八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町水道布設工事監督者等の資格の基準等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法の一部が改正されることに伴い、関係条例の整備等の必要があるためです。

次のページをご覧ください。

条例の改め文です。このたびの改定は、提案理由でも述べましたように、政令の公布により水道法の一部が改正され、同法に基づく事務の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、条例中に引用されている文言の整理を行うものです。

改正の内容は、条例第3条第6号中及び第4条第4号中「厚生労働省令」とあるのを

「国土交通省令」に改めるものです。また、第4条第1号中「第3条」を「前条」に改め、同条第2号中「第3条第1項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改めるものです。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第84号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第84号、八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由についてですが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員

及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されたことにより、令和6年度中に関係条例の改正が必要であるためです。

改正の内容につきましては、説明資料をご覧ください。

新旧対照表の後の最後のページになります。省令改正の概要というところになります。

介護保険法施行規則（以下単に「省令」といいます。）第140条の66第1号に規定する地域包括支援センター（以下単に「センター」といいます。）の職員の配置基準について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する改正が行われています。

具体的には、これまで一つのセンターが担当する区域における第1号被保険者、概ね3,000人以上6,000人未満ごとに、次に掲げる者を、専従・常勤の職員として、それぞれ1人配置することとしていたところですが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。）ということで配置基準を満たすことが認められるようになります。

その、次に掲げる者と言われる方が、①保健師その他これに準ずる者、②社会福祉士その他これに準ずる者、③主任介護支援専門員その他これに準ずる者と言われる方々ですが、町の社会福祉協議会の包括支援センターにもこの方々が1人以上配置されております。

また、八峰町では該当ありませんが、センターにおける効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数のセンターが担当するそれぞれの区域における第1号被保険者の合計数に応じた、常勤の職員を個々のセンターに振り分けて配置することをもって配置基準を満たすことができるようになります。（複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、個々のセンターには必ずしも上記①から③の職種の全てを配置しなくてもよくなります。）この場合についても、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められていますが、個々のセンターには、上記①～③の職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととされています。

この職員配置基準の改正は、令和6年4月1日から施行されておりますが、これを受

けて法第115条の46第5項の規定に基づく市町村の基準条例も必要となりますが、市町村の事務負担に配慮して、条例改正を最長1年間猶予することができる経過措置が設けられておりますので、このたび上程させていただいたものとなります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 大変ちょっと分かりにくくて、昨日からちょっと問い合わせしてるんですけども、要するに、この当町の場合は、3,000人以上6,000人未満ごと、ごととあるので、その3,000人から6,000人未満ごとに包括支援センターがあるということだと思うんですけども、当町の場合は1号被保険者、これは何人いるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまのご質問に回答いたします。

国民健康保険の被保険者数、概ねなんですけれども、第1号被保険者が1,500人、後期高齢者で1,700人というふうになっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第85号、八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第85号についてご説明いたします。

議案第85号、八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町巡回バス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。道路運送法第78条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて町が行う巡回バスの実施に関し、関係条例の改正が必要であるためでございます。

このたびの同条例の一部を改正するに至った経緯をご説明いたします。

現在、巡回バスを利用し能代市内まで往復する場合には、道の駅みねはまで秋北バス株式会社が運行する能代峰浜線と乗り換えが必要となっておりますが、利便性の向上を図るため、乗り換えなしで直通運行できないものかを検討し、関係機関と協議を重ねてまいりました。8月7日に八峰町地域公共交通会議を開催し、能代厚生医療センター、いとく能代北店、能代バスステーションと能代市内と乗り換え不要の直通運行とすることをはじめ、利用実績のないバス停留所の廃止や、能代市内エリアである比八田から竹生間ルートの廃止、また、このことに伴う運行時間、利用料の変更を協議し、委員の方々から同意を得ており、協議が整っております。

さらに、秋北バス株式会社から、巡回バスの能代市内までの直通運行に伴い、現在運行している能代峰浜線については、この9月30日をもって廃止する意向が示されたので、巡回バスの新たな運行体系については、10月1日から実施することとしております。

このたびの条例の一部改正は、以上のことを踏まえまして、現行の条例と照らし合わせ、使用料にかかる区分の一部改正を提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。第3条で定められている使用料の額と、第4条で定められている使用料の免除についての改正であります。新旧対照表をご覧ください。分かりやすいと思いますので、議案第85号の説明資料をお開きください。

はじめに、第3条の使用料の額についてであります。使用料の額につきましては、第3条の表で定められております。

次のページを開き、別記1をご覧ください。

現行では1回の乗車につき100円としておりますが、能代市内との直通運行に伴い、

八峰町内で乗降者の場合、1回につき100円。八峰町内で乗車し、能代市内で降車した場合、1回につき300円。能代市内で乗車し、八峰町内で降車した場合、1回につき300円に改正するものでございます。

また、利用回数券につきましては、現行では回数利用券（25回利用）2,000円としておりましたが、使用料の額が100円のみから100円と300円の2種類となることから、利用回数券（100円券25枚綴り）2,000円に改正するものでございます。

1 ページ目にお戻りください。

次に、第4条の使用料の免除についてであります。現行では、町内の沖の台バス停をはじめ、能代市の比八田バス停など、能代市内まで乗り継ぐ際に一部無料区画を設けておりましたが、能代市内との直通運行に伴い、無料区間を廃止するものでございます。現行条例では第4条第2号に定めておりますので、その部分を削除するものでございます。

また、同条3号につきましては、同条第2号を削除したことに伴い、「前号各号に規定するもののほか、」までを削り、同号を同条第2号に改正するものであります。

議案書の方にお戻りください。

施行期日につきましては、令和6年10月1日からとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第85号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと確認します。回数券が25枚綴りで2,000円ですけれども、まあ1回に100円、100円ってこうなってますけれども、それを3枚券を利用して能代まで行けるっていうことですね。そういうことですね。それで、まあ利用する人がかなりいると思うんですけれども、今発売してるのはバスステーションですよ。これを町内で買えるようなことは考えてませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

回数券ですけれども、引き続き、今、手持ちのものも当然使えることとなっております。また、今現在の回数券の販売ですけれども、能代バスステーションのほか、役場の

方でも販売しております。また、利用者がかなり相当数伸びていけるといいますか、回数券を必要とする人が増えてくるようであれば、ほかのところでも取り扱いできないものか、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第86号、八峰町定住促進住宅条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 議案第86号についてご説明いたします。

議案第86号、八峰町定住促進住宅条例制定について。

八峰町定住促進住宅条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。民間事業者等と連携し、町内の居住環境を整備し、若い世代や子育て世代の定住促進を図るため、また町外からの移住を促し、人口減少の緩和や地域の活性化を図るため定住促進住宅を設置し、その設置に関し必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町定住促進住宅条例ですが、制定文の全文の朗読は省略させていただき、要旨を説明させていただきます。

先ほど町長の行政報告でもありましたとおり、定住促進住宅の建設工事については順調に推移しております。完成時期につきましては12月中旬を予定しておりますが、完

成後、速やかに入居できるよう、今後は入居者の募集を進めてまいります。入居者の募集に当たっては、募集の方法をはじめ、入居者の資格や家賃や敷金等を定める必要がありますので、条例を制定しようとするものでございます。

本町の場合、賃貸住宅としては既に町営住宅等がありますので、基本的な部分につきましては町営住宅の関係条例に倣っておりますので、主な相違点についてご説明いたします。

第1条では、本条例の目的を定めております。先ほどの提案理由にありますとおり、民間事業者等と連携し、町内の居住環境を整備し、若い世代や子育て世代の定住促進を図るため、また町外からの移住を促進し、人口減少の緩和や地域の活性化を図るために必要な事項を定めるものでございます。

第3条から第5条につきましては、町営住宅では管理条例とは別に設置条例を定めておりますが、定住促進住宅では、第3条に設置、第4条に住宅の建設等、第5条に住化の借上げ及び土地の貸付期間等を定めております。

第6条の入居者の公募の方法以降につきましては、基本的には町営住宅管理条例に準じた内容としておりますが、第15条の家賃の決定と第19条の敷金のところにつきましては相違しておりますので、ここの部分についてご説明いたします。

第15条、家賃の決定につきましては、第1項第1号及び第2号でそれぞれ、1LDK 月額5万円、2LDK 月額6万円としております。また、同条第2項のところで、高校生以下の子と同居する入居者の家賃の月額は、同居する高校生以下の子1人につき5,000円を減じた額とすることとしております。また、月額家賃の最低額は、1LDK、2LDKともに4万5,000円としております。

家賃の月額につきましては、県内他市町村の定住促進住宅や町内及び能代市内の民間における賃貸住宅の家賃を参考としております。

19条、敷金につきましては、一律10万円としております。資金は通常、家賃の何か月分かを設定するのが一般的ではありますが、定住促進住宅の家賃では、同居する高校生以下の子1人につき5,000円を減じた額とすることから、月額家賃の何か月分かと設定した場合、同じ部屋に入居した場合でも世帯構成により金額に差が生じることとなりますので、町内及び能代市内の民間における賃貸住宅の敷金の相場や県内他町村の定住促進住宅の敷金を参考に設定しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い

いいいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第86号について質疑を行います。質疑ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 条例そのものというよりも、関係、関連でちょっと聞きたいんですが、この旧峰浜庁舎跡地というのは冬期間雪捨て場になっていたんですよ。で、まあ地域の住民から、この冬からどこに捨てればいいのかというような声がありますけども、代替の場所とか何か考えてることがありましたら教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えします。

このたび定住促進住宅、旧峰浜庁舎跡地に建てるわけなんですけれども、まだ何といえますか、旧庁舎の入り口付近に建てることになりまして、今現在、東北電力の鉄塔が建たってる部分からゲートボール場の方のところにつきましては、まだ現在何も建たってない現状でございますので、まあちょっとこう投げづらくはなるかと、捨てにくくなるかと思うんですけれども、まずはそちらの空いたスペースの方をご利用していただければというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3点ほどまとめてお聞きします。

第4条の2に定住促進住宅選定委員会という記載があります。もちろん選定は終わったわけなんですけども、この構成員の規定がありませんが、どういったメンバーであったのかということをお知らせください。

次に、第8条の5「家賃の支払につき、確実な連帯保証人がある者」とありますけども、次の下の2の「入居資格の特例を設けることができる。」としてあります。これは連帯保証人を確保できない者、こうした人たちも特例に含まれるのかということ。

最後に、この当該住宅が火事や自然災害に遭った場合の条文がありませんが、この点については考慮しなかったのでしょうか。建設業者と交わした契約には、その自然災害や火事などがあつた場合の規定条項などがあるのか、あれば教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

はじめに、第4条の2項の定住促進住宅選考委員会でありますけれども、こちらの方のメンバーとしましては、まず副町長ですね、あとそれから総務課長と私、まず企画政策課長、当時は財政課長でしたけども、財政という名前でしたが、そちらの方と、あと財政課長、あ、財政課長じゃなくて建設課長がメンバーに入っております。また、役場の庁舎外といたしまして、県の建設管理課の課長さんの方からもメンバーの方に入ってもらって審議をいたしております。

次に、第8条の「家賃の支払につき、確実な連帯保証人がある者」ということで、その2項の方に「町長は、前項の規定にかかわらず、定住化や地域の活性化と人口減少対策及び子育て支援を考慮して入居資格の特例を設けることができる。」ということですが、こちらの方は、とりあえずは何といいますか、入居に関してのことでありまして、連帯保証人については付けていただきたいというふうに考えております。こちらの方につきましては、金額の保証というよりも身元、何かあった際の確実な身元引受人的な、こう連絡が取れる方を設定していただきたいというふうに考えております。

あと最後に3点目の災害等、火災等あった場合のものについて記載がないので、民間の方の契約、契約書の方ということなんですけれども、ちょっと今、私、民間の方の契約書の方、手元にないので、そちらの方につきましては後ほど確認してご回答したいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。あ、堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません。先ほど企画政策課長の方から県のメンバーが建設管理課という話でしたけども、今回の委員会の選定に当たっては建物に詳しい担当者をお願いしたいということで、県の建設部の営繕課長に入っております。

以上です。営繕課長です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 住宅の建設、第5条の3、30年経過した後に町に無償譲渡するという条文があるんですね。30年経った建物がですよ、相当劣化してきている。その建物をいただいて、まあその後何年また貸付できるか分かりません。でも建物そのものが相当傷んできてる中でですよ、業者はこれを解体しなくてもいいわけですね。解体費用が全く業者としては出てこない。これを今度解体するとなると、町が解体しないと駄目。こういう非常にですね、まあ建設した業者にとってみればこれほどありがたいこう

いう条文はないわけですよ。30年経った後、町でもらってもですよ、相当経費がかかってくるんです。そしてまた借りる人もですね少なくなってくる、人口が減ってきますから。これ、このままでいいんですかね。譲渡してもらわなくても、もう業者さんに土地は無償でもいいですよ、そのまま業者さんにもってもらおうと。私は、この方がいいと思うんですね。これ解体しないと駄目なんです。この後貸し付けても解体費用まで生まれてきませんよ。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

まず30年経過してから町のものになるということについてですけれども、こちらの方、最初にプロポーザルを行いまして、いろいろ他町の方の状況等、プロポーザルの要綱を定める時に私の方でも検討しました。で、まず30年経って一般的に町の持ち物に移管するというのが一般的なやり方でしたので、私の方でもその方法でいいのではないかというふうに判断したところであります。また、町の方につきましても、例えば町営住宅、耐用年数過ぎた後は町営住宅の方から地域活性化住宅というふうな形でもまだまだ使用しておりますので、30年経ったからといって早急にすぐに駄目になるものではないのかなというふうには思っております。ただ、それこそ須藤議員がおっしゃったとおり建物は確実に劣化はしてまいりますので、そういった際には何かしらの改修等は必要ではないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 30年経って劣化してきた建物を改修していく。そして最後は、どうしても駄目な場合はもう解体するんですね。その期間30年過ぎてその貸し付けた期間、解体費用出てきますか。出てきませんよ、多分。それ考えたことありますか。ただ無償で譲渡してもらったからもうありがたいというものではないんです。解体があるんですね。その費用が町で負担しなければならない。いや確かに業者にとってみればですよ、30年間、町に貸付をする。いいですよ、それ業者としては。この解体が今度は町でしなければならないということになるんですね。これは、これから30年以降、町で貸し付けて、何回も言うようですけども、その貸し付けた分と解体費用というのは出てこないんですよ、多分。30年過ぎてる建物ですから。ですから私はですね、この

条文をね削ってほしい、そう思います。町長どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） お答えいたしますけれども、今回PPP方式ということで、行政と民間との連携事業ということで今回進めております。そういった中で、先ほど課長からもありましたけれども、ほかの市町村の状況を見ながら、この30年ということを設定させていただいております。この30年のうち、いずれ傷んでくるところ、外壁なり何なり相当傷むと思いますけれども、その間に関しては全て民間側が補修することとなっております。そういった意味で30年経つとすぐ駄目なというふうには私は捉えておりません。そしてまた今回の建物、鉄骨造りでありまして、まあおそらく余寿命でいきますと50年、60年ともつんじゃないかなというふうに私は期待しているところでございます。したがって、現時点おきまして、この条文を削除するという考えには至らないというところをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今回の定住促進住宅、今後の子育て支援というふうな大題があるわけですが、この入居者の選考、これが何か不十分なわけですよ。住宅の困窮してる者が優先するというふうに書いてありますけどもね。もし競合した場合、やっぱり若者を優先するっていう基準が必要ではないのかな。まあ私どもみたいな高齢者とか独り暮らしが応募してきた場合、これを弾くためのやっぱり基準というものが私は中に必要ではないのかなというふうに思うわけですよ。まあ足りない、この10条だけでは弾くことができないような状況ではですね、若者を積極的にそこの入居者に設定するという理由がつかないわけですから、新たに選考基準を別個に作るべきというふうに思います。いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

今、こちらの方で条例の制定についてということで提案の方しているんですけれども、条例が出来上がった後には、この条例、施行規則をさらに作ります。その施行規則のところで、そういった部分についてはさらに詳しく行って設定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私はですね、敷金は10万円ですけれども、この敷金は返還、明け渡す時に返還すると。で、未納の家賃、損害賠償金がある時は、これを控除するということですけれども、まあ25条には、明け渡す時には検査を受けなければならないってことですよね。どこのアパートも皆そうですけれども。その時に敷金を利用して検査を受けて、まあ不備なところがあった場合は、その敷金の超えた場合は請求するとか、そういうふうなことが普通のアパート管理だったらそういうふうなことになると思うんですけれども、そういう敷金の利用方なのかどうなのかということと、それから、それこそ20年、30年やればもう劣化がどんどん進みますので、出ていく時にね、いろんなその修理しなくちゃ、もともと劣化してるところを本人が負担しなければならない、そういう箇所が出てくると非常に困るわけですよね。それで、そういう意味でも修繕費用の負担ということで構造上重要でない部分、これ町営住宅の方にはかっこ書きでまた詳しく書いてますけれども、それを省いてますけれども、構造上重要でない部分については、構造上の問題は町が負担すると。で、こういう場合ね、やっぱり町の方でも定期的な検査をするということ、ここにちょっと入れた方がいいと思うんです。まあ2年に1回でも検査をすると。でないと、今、夕風団地のように換気してなかった。で、換気がほとんどもう壊れてる状態です。で、何人かに聞いたんですけれども、もうやっぱりシートがもう劣化して換気が赤ランプを点いたまんまとか、それから天井とか、雨漏りがするとか、そういうことがよく聞かれますけれども、これはちょっとやっぱり点検がちゃんとやられてないことから来ると思うんです。そういう構造上の定期点検を必ずやるということを書き加えてもらいたいなと。それが建物を長持ちさせることになると思うんです。そういう点、いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに敷金の利用の関係なんですけれども、一般的にまず敷金の方はいただきまして、その後、退去する際に部屋の中の例えば壁紙だとか云々とかにこう異常が来していた場合は、当然そちらの方の費用というのを差し引きまして敷金の方を戻したいと、戻すというふうなことを考えております。

あと、定期的な点検や修繕の分野につきましてですけれども、まず修繕の細かな責任転嫁のような、例えば、ただいまの見上議員もおっしゃった例えば構造上重要なところとか云々というこの記載につきましては、施行規則の方でさらに細かくしていきたいというふうに考えております。ただ、例えば今ご提案ありましたとおり2年に一度、例えば検査するとかということでありましたが、そちらのことにつきましては、実際の大本の貸主といいますか、建てている事業者の方ともちょっと確認しまして、どういった形の方で進めていけばいいのかということを確認してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 30年後に無償で譲渡されるわけなんですけど、家賃の方はずっと同じ金額で推移していくわけなんです。それとも減額するというようなそういう考えをお持ちなんです。そこら辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えいたします。

例えばなんですけれども、今回提案しました条例の第16条のところに家賃の変更を設けております。こちらの時には、「民間の事業者からの借上げが終了したとき。」を始め、こう4項目ほど書いているんですけれども、この家賃につきましては、その2つ目に記載あるとおり「物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めたとき。」とか、こういったものを定めておりますので、その時その時の状況に応じまして、家賃の設定の方につきましては変更する必要がある場合は変更する必要があるというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 反対討論します。

私もこの建築関係に携わってきた人間としてですね、さっき町長が鉄骨は長持ちすると、それは全然違いますね。木造の方が長持ちするんです。ただ鉄骨の方が建物が大きくなるとコストがかからないんですが、それで建物が大きくなると、ほとんど鉄骨にな

るということなのですが、本当は木材の方が寿命が長いんですよ。それをご理解いただきたいと思います。

そして、これをですね町で譲渡しないで業者にそのまま経営してもらった方がいいじゃないですかね。私はそう思うんです。人口が少なくなる。入居者も多分減少して空き部屋も増えてくるんじゃないかというふうに予想します。そんな中でですよ、これが無償譲渡してまた後で町が解体する。こんなねリスクをね背負っては、私はちょっとまづいなど。今後、30年後に、私はもう生きていませんが、そう思うんですね。ですから、これは、この条文はちょっと手直しした方がいいのではないかと思います。よって反対をしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私も反対討論いたします。

家賃未納の時の担保として連帯保証人を入居資格要件としておりますが、世間一般には連帯保証人を引き受けてはならないという社会通念が非常に強く、地縁や血縁の薄い者には極めて困難な要件ではないでしょうか。家賃保証会社の利用も検討すべきと考えます。また、自然災害等に見舞われた際の条項もなく、条例としては不備な点が見られますので反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

遅くなりましたが休憩をいたします。11時30分より再開いたします。

午前11時25分 休 憩

.....
午前11時30分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10、議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを

議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第87号、秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由についてですが、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号利用等に関する法律等の一部改正に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により、本案を提案するものです。

改正の内容についてなんですけれども、次のページの変更する規約についてご覧ください。

法の改正によりまして、「保険者証及び資格証明書」というところから「保険者証」という言葉を関係規約の中から除くというものになっております。これにより、本年12月2日から現行の被保険者証は、同日以降、発行されなくなるというものとなります。

ご存じのように秋田県後期高齢者医療広域連合規約において、その変更については各市町村の議会の議決を得なければならないということになっておりますので、今般上程し、議決をいただくものとなっているものであります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国保の一部改正と同じように、この後期高齢者医療保険の広域連合の規約の改正のところで私は反対をいたします。

全国の保険医団体連合会の調査によると、全国の高齢者施設、介護施設のうち、

59%の施設担当者は保険証廃止反対っていう、94%の施設が入所のナンバーカードの代理や申請には対応できないと回答しています。42都道府県から1,219件の回答があって、中には秋田県の特養から「ＡＴＭも使えない方々ばかりです。マイナンバーカード対応は無理。」、また北海道からは「本来強制ではなかったものが、なし崩しに強制されようとしている。国民にとってほとんどメリットのない今回の政策に反対。」、群馬県からは、「マイナンバー記載の書類自体は厳重な管理と言われているけれども、保険証は持ち歩くもの。情報漏洩のリスクが高まって、カード自体矛盾をはらんでいる。無理である。反対である。」という、これは一部の例ですけれども、こういうことが高齢者施設では異常に不安を持って受け止められております。また、高齢者がマイナ保険証を持ち歩くこと自体が非常に危険であることから、私は、この秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更する規約に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第88号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） それでは、議案第88号、令和6年度八峰町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,317万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,850万3,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

令和6年9月3日提出

それでは、6 ページ・7 ページをお開きください。

歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

まず歳入についてでございますが、14款使用料及び手数料 1 項 1 目の総務使用料 1 節総務管理使用料につきましては、1 つ目は巡回バス使用料でございますが、巡回バスが能代市まで直通運行となることにより、運賃の増収分として86万4,000円を追加するもので、2 つ目は、利用者が増加していることに伴い、デマンド型乗合有償運送使用料 23万1,000円を追加するものでございます。3 つ目は、12月に完成予定の定住促進住宅の家賃収入として135万円を追加するものでございます。

次に、15款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金 1 目社会福祉費負担金につきましては、令和 5 年度事業費確定に伴う国からの追加交付として低所得者介護保険料軽減負担金の過年度分12万8,000円を追加するものでございます。

次に、16款県支出金 2 項 4 目の農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金につきましては、県の内示に伴い、夢ある園芸産地創造事業補助金14万9,000円を追加するものでございます。

次に、19款繰入金 1 項 1 目 1 節の介護保険特別会計繰入金につきましては、令和 5 年度介護保険給付費の精算に伴う介護保険特別会計からの繰入金の追加でございます。

8 ページ・9 ページをお開きください。

次に、20款繰越金につきましては、今回の補正財源として追加するものでございます。

次に、21款諸収入 5 項 5 目助成金 1 節助成金につきましては、デジタル基盤改革支援補助金で、歳出の方では健康カルテ標準化意向調査等準備業務委託料に対する補助金でございまして、地方公共団体情報システム機構からの100%補助ということでございます。

次に、10ページ・11ページをお開きください。

続きまして歳出をご説明いたします。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費の旅費につきましては、今年度の議員行政視察研修と一緒に参加させていただく職員 2 名分の旅費でございます。

6 目企画費ですが、10節需用費につきましては、巡回バス運行について、能代市まで直通運行することにより車両 1 台の増車と延伸に伴い必要な経費の追加で、消耗品や

燃料費、修理費、町民に配付する時刻表の印刷費などがございます。

11節役務費につきましては、巡回バスの任意保険料の追加で、12節委託料につきましては、デマンド型乗合有償運送運行業務委託料231万円と、巡回バスの委託料202万9,000円の追加でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては、巡回バスのリース料136万6,000円と、定住促進住宅の借上げ料320万円でございます。

17節備品購入費につきましては、増車する巡回バスの運賃を収集するための車内金庫の購入費でございます。

次に、7目電子計算費18節負担金、補助及び交付金につきましては、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金の追加で、児童手当支給関係システムと障がい者自立支援給付関係システムの改修費用の負担金でございます。

9目自治振興費10節需用費につきましては、落雷により破損した街路灯の修繕費の追加でございます。

14目諸費につきましては、防犯指導隊に新たに1名の方が加入したため、その方の被服費用の追加でございます。

次に、3款民生費1項5目国民健康保険費27節繰出金につきましては、マイナンバーカードに保険証の情報を紐づけしていない方のための資格確認書を印刷する費用を国保会計に繰り出すものでございます。

6目介護保険費27節繰出金につきましては、令和5年度分の事業費確定に伴う低所得者保険料軽減繰出金の追加でございます。

12ページ・13ページをお開きください。

4款の衛生費1項2目予防費12節委託料につきましては、健診データを管理している健康カルテシステムについて、国が進めているシステム標準化に対応するための意向調査等準備業務委託料として220万円を追加するものでございます。

7目町営診療所費27節繰出金につきましては、町営診療所特別会計において新型コロナワクチン接種収入が増加する見込みのため、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、県の内示に伴い夢ある園芸産地創造事業費補助金の追加で、ネギの栽培に取り組む新規就農者のネギ用管理機購入に対する補助金でございます。

5目農地費18節負担金、補助及び交付金につきましては、能代地区土地改良区が実施している素波里ダム頭首工の水位計更新について、町の負担分として土地改良施設維持管理適正化事業負担金3万4,000円を追加するものでございます。

14ページ・15ページをお開きください。

6款3項2目水産業振興費につきましては、サーモン養殖に関する連絡会議に参加するための職員旅費5万3,000円と、意見交換会への参加費である食糧費1万5,000円を追加するものでございます。

次に、7款商工費1項2目商工振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度もプレミアム付商品券発行事業を実施することとし、プレミアム率20%として5,000セットの経費と事務費を合わせたプレミアム付商品券発行事業補助金1,143万円を追加するものでございます。

次に、10款教育費1項2目事務局費12節委託料につきましては、生徒の成績出欠管理や健康管理のほか、事務管理などの校務のデジタル化を県が進めており、町でもそのシステムを導入し、令和7年度からの運用を目指しておりますが、アカウント数に対応した詳細の経費が県より示されたため、33万6,000円を追加するものでございます。

16ページ・17ページをお開きください。

10款4項3目峰浜ポンポコ子ども園費10節需用費につきましては、通園バスの修繕料21万5,000円を追加するものでございます。

次に、13款諸支出金2項1目財政調整基金費24節積立金につきましては、令和5年度の実質収支が確定したことにより、地方財政法の規定に基づき2分の1相当額である8,400万円を積み立てるものでございます。

3項諸費1目国県支出金返納金22節償還金利子及び割引料につきましては、令和5年度の事業費が確定したことに伴い、特定感染症検査等事業費補助金精算返還金ほか8件について、国県に対する過年度分の返納金合わせて436万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご可決くださいますようお願いいたします。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 7ページの1節総務管理使用料の8、これ定住促進住宅使用料

となっておりますが、これはもう10月にはもう全棟埋まるという想定で計算されたんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

定住促進住宅利用料でございますけれども、こういった方が入るのかまだ分からないわけなんですけれども、とりあえず12月の中旬頃にまず完成する見込みということでございますので、とりあえず今回の条例の中で規定しました、一番の高校生以下の子がいた場合を想定しまして、4万5,000円を10戸分で3か月分をまず予算上措置しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） すいません、ちょっと聞き逃してしまいまして、マイナンバーカードの確認にかかる費用、繰出金いくらいくらとかってあった。どこのページで、どこだったんでしょうか。もう一度ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 10ページと11ページの3款民生費5目の国民健康保険費のところではないでしょうかと思いますが……んだね、10ページ、11ページの、10ページのところね。国民健康保険費のところだと思いますが、いわゆる繰出金、マイナンバーカードに保険証の情報を紐づけしていない方のための資格確認書を国保会計で印刷するわけですが、その費用を国保会計に繰り出しをすると、一般会計から繰り出しをするという説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） ちょっとすみません、体調悪くなりまして退場させていただきます。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。休憩します。

午前11時49分 休 憩

.....
午前11時49分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 財政調整基金についてお伺いいたします。財政課長、まだ声聞いてませんから、財政課長に質問したいと思います。

前年度からの繰越金や基金によってですね、まあ黒字になったということではありますが、それを除けば5億円以上の実質収支が赤字になっているということでもあります。八峰町の財政はますます厳しくなっていると。その中において、今後のですね財調を含めた、この町の財政のシミュレーションをですね、まあ5年でも結構です、10年までとは言わなくてもですね、この数年のシミュレーションをですね我々に提出していただきたい、そう思います。前に高杉課長の時にも、令和3年度ですか、にシミュレーションをいただきました。どうか堀内課長にもですね、よろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか、お声を聞かせていただけますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内財政課長。

○財政課長（堀内敬文君） 答えします。

ご指摘のとおり、このたびの実質単年度収支が5億円の赤字ということで大変私も非常に危機感を持っております。で、今後どのようなようになっていくかっていうのは、もう当然のようにシミュレーションは必要でありますので、これはしっかりと私たち財政課としても今後の、およそ5年くらいでまず一旦構築してみたいと思いますけれども、今後一体どのような収入が推移していくのか、また、想定されている、現段階で想定されている、例えば大規模なハード事業ですとか、また、いろんな公債費、人件費、そういったものも含めましてシミュレーションをして議会の方に提示したいと思います。

このたびの大幅な赤字につきましては、やはり町の事務事業がどこかやはり収支の均衡が図られていないという状況でありますので、実のところ先月27日ですけれども、決算委員の方から決算の意見書を提出いただきました。それを受けまして、その日の午後のうちに町の幹部職員を集めまして町の財政状況をしっかりと説明し、事務事業に取りかかる必要があるということで、特定の分野について実は見直しの作業に着手したところです。こういった町の中で議論を踏まえまして、当初予算、来年度に向けてしっかりとしたものを作っていきたいと、このように考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 一般会計補正予算のところに、11ページに社会福祉費、国民健康保険費の繰り出しのところに職員等の繰り出し、「等」の中にマイナンバーカードの確認、保険証、確認書の費用が入っております。国から莫大な費用がこのためにかかれて全国に散らばってますけれども、このマイナンバーカードに反対する意味で、この一般会計補正予算に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時54分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、議案第89号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第89号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,075万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

詳細につきましては、6・7ページの事項別明細書にてご説明いたします。

歳入、3款国庫支出金1項国庫補助金2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、マイナンバーカードと保険証の一体化に向けた事業、いわゆるマイナ保険証にかかる事業費として267万7,000円と、6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金4節職員給与費等繰入金に11万9,000円を追加するものです。

なお、詳細につきましては、次の8・9ページ、歳出内訳にてご説明いたします。

歳出、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費10節需用費13万4,000円のうち、1万5,000円はマイナ保険証の広報事業費となります。残りの11万9,000円が先ほど来ご説明している印刷経費ということになりますが、こちらが補助対象外経費ということになりまして、一般会計からの繰入となります。内容としましては、何回も言いますけれども、現行の保険証が令和6年12月2日から発行されなくなるため、資格確認書での対応となりますので、その印刷経費ということになります。

12節委託料266万2,000円ですが、先述の資格確認書を交付できるようにするために12町村共同システムを改修する経費となりまして、その分の八峰町分の委託料ということになっております。この事業費が確定したところによりまして併せて補助金も確定したため、本定例会の提案となったところです。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国保のマイナンバー資格確認発行予算が計上されております。

世間はマイナンバーカードに紐づけされる多くのものが漏洩や誤作動が起きることに不安を抱えています。政府はマイナ保険証を増やす手段として、医療機関に20万円から40万円倍増、薬局には10万円から20万円にする方針です。ある薬局はマイナンバー

カードがないと薬を出さないと張り紙したところもあります。マイナンバーカードは銀行や保険証と紐づけで任意とされているんですが、急いで強制すること、このことについて反対をいたします。

システム改修費や周知徹底の案内、印刷費、個人番号お知らせで莫大な費用がかかっています。当町においては社会保障・税番号制度システムに267万7,000円が計上されています。医療現場では時間のロスで現行の保険証がいい、そして保険証の残せの署名が今、145万人寄せられております。

以上のことから、この国保会計の中に計上されているこのマイナンバーカード資格確認書の発行予算が出されてますので、私は反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第90号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ご説明します。

議案第90号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,097万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,798万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

八峰町長 堀 内 満 也

先ほどと同様に、詳細につきましては事項別明細書 6 ページ以降をご覧くださいながら説明いたします。

6・7 ページをお願いいたします。

歳入、4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費負担金 2 節過年度分 72 万 4,000 円、5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 2 節過年度分 133 万 9,000 円、7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 5 目低所得者保険料軽減繰入金 2 節過年度分 68 万 1,000 円、8 款繰越金 4,823 万 2,000 円を追加補正するものです。

なお、内訳につきましては充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の 8・9 ページ目をお開きいただきたいと思います。

歳出、6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金 22 節償還金、利子及び割引料 4,096 万円の追加補正は、介護給付並びに地域支援事業の令和 5 年度事業確定による精算にかかる返還金となります。

次に、6 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金 27 節繰出金に 1,001 万 6,000 円の追加は、先述の償還金と同じく、令和 5 年度の事業確定による精算に伴う一般会計の繰出金の追加補正となります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 90 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第 90 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 91 号、令和 6 年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君）　ご説明します。

議案第91号、令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ991万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億216万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月3日提出

八峰町長　堀　内　満　也

詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいながらご説明します。

6・7ページ目をお願いします。

歳入、3款診療収入2項その他診察収入1目医科諸検査等収入、新型コロナワクチン接種収入として1,147万5,000円、3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金232万7,000円の減、こちらは歳入歳出調整のための補正となっております。

次に、5款諸収入1項雑入2目助成金1節医療提供体制設備整備交付金、電子処方箋管理サービス等関係補助金51万3,000円の追加です。

6款県支出金1項県補助金1目電子処方箋活用・普及促進事業費補助金25万6,000円の追加とするものです。

8・9ページご覧ください。

歳出内訳となります。

歳出、2款医科医業費1項医業費1目医科医業費10節需用費、医療材料費として885万円の追加です。

12節委託料については、町営診療所への電子処方箋導入業務委託料として58万3,000円の追加となります。

2目歯科医業費12節委託料につきましては、歯科診療所への同じく電子処方箋導入業務委託料として48万4,000円の追加となります。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君）　これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第4号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に説明させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君）

発議第4号

令和6年9月3日提出

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	水 木 壽 保
賛成者	同 上	見 上 政 子
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	須 藤 正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和5年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算について集中的に審査するためのものです。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定によります。

目的は、次の議案について審査することを目的とするということで、議案第92号、令

和５年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第93号、令和５年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第98号、令和５年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計６議案の認定について、議案第99号、令和５年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について及び議案第100号、令和５年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計２議案の認定についてとなります。

設置の期間は、本日、令和６年９月３日から９月13日までの11日間。

委員の定数は、11名です。

令和５年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、令和５年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、防災町民課、財政課、企画政策課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項となります。教育産業建設分科会におきましては、令和５年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、商工観光課、農林水産課、教育委員会の所管に属する事項及び特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算に関する事項となります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第５条第４項の規定により議長より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、当席から指名をいたします。

１番笠原吉範君、２番伊藤一八君、３番奈良聡子さん、４番芦崎達美君、５番水木壽保君、６番菊地 薫君、７番腰山良悦君、８番見上政子さん、９番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思いますと思います。

午後 1 時 1 8 分 休 憩

午後 1 時 1 9 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第17、議案第92号、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第93号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第94号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第95号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第96号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第97号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第98号、令和5年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第99号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第25、議案第100号、令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第26、陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会の付

託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員会への付託を省略することに決定しました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月11日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。お疲れ様でございました。

午後 1時23分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 8 番 見 上 政 子

令和6年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和6年9月11日（水曜日）

議事日程第2号

令和6年9月11日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課長 菊地俊平
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望
生涯学習課長 石上義久	農業委員会事務局長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木高	議会事務局庶務係長 須藤佳奈子
-------------	-----------------

午前10時00分開議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。議席番号11番山本です。

通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、マイナンバーカードについて。

マイナンバーカードを利用した「マイナ保険証」への移行に伴い、現行の保険証が12月に原則廃止され、政府が進めるデジタル化の一環で利便性向上などが期待されているものの、情報漏洩の不安などから反対する声が多い状況です。今使用の健康保険証は12月2日から新規発行が停止され、原則廃止することとなっています。

私は、マイナンバーカードに、運転免許証、給付金や確定申告、年金手続きなどができるほか、病院ごとに違う診察券を何枚も持たず一枚のカードで済む利便性をよいと考えますが、反対や懸念する人の理由は、情報漏洩を心配し、個人情報漏洩した場合、リスクが大きくなる。信頼のおけるシステムが構築されるまで、現行の紙の保険証も残すべきだと。マイナ保険証の切り替えだけでなく政府の進め方への批判であって、カード取得は任意だと言いながら健康保険証は廃止することに、強制の方向へ進んでいること、強引に押しきろうとしている点に憤りがあると言われています。

こうした状況にあって、我が町の最新のマイナンバーカードの交付率はどの程度なのか。

マイナンバーカードは安全なのか。また、安全であるとすれば、町民の不安を払拭し、その安全性について正しく理解してもらうことがマイナンバーカードの更なる普及に繋がると考えますが、安全性の周知をどのように行っているのか。例えば、マイナンバーカードを活用すれば、コンビニストアでの証明書の取得やオンラインによる確定申告、スマートフォンなどによるコロナワクチン接種証明書の取得、また健康保険証としても使えて便利になっていますが、そのスマホを使っただけの自分の情報の確認の仕方、使い方

が分からないために、便利になる実感を感じられないのが正直なところではないでしょうか。

そこで、既に7割の町民が交付されている状況を鑑みると、これらの活用に加え、マイナンバーカードを活用できる機会を、より一層増やしていく必要があると考えます。町では現在、町民の方がマイナンバーカードを活用して行える役場での手続きや施策などにどのようなものがあるのか。

また、今後の取り組み状況について、どう行っていくのか。

また、マイナンバーカードはデジタル社会の基盤となることから、町が取り組みを加速させるためには、マイナンバーカードのより一層の普及が大きな鍵となります。安全性について正しい情報を発信して町民の不安を払拭するとともに、町民にとってメリットを感じられるサービスを提供していく必要があります。いずれにしても、将来にわたって普及させ、町も住民も利便を得るため、企業や団体等に職員が出張し、カードの出張申請を行う考えはないのか問うものです。

次に、身元保証や死後事務について。

高齢化が進む、夫婦世帯から一人暮らしの高齢化世帯が多くなるということを止めようもない流れとなっています。一人暮らしの場合、家族がいる方に比べて社会的にも孤立しやすくなることから、認知症の進行や消費者トラブル、孤独死などの問題にも繋がります。高齢になると認知症や病気の影響により判断力が低下したり、コミュニケーションがうまくとれなくなることが増えていくために、権利擁護の取り組みを早急に取り組むべき課題であると考えます。

成年後見人制度の利用促進と併せ、一人暮らしなどの身近に頼る人がいない高齢者の入院時や施設入所時における「身元保証」と、亡くなった後の葬儀や家財の処分、行政への届け出などの「死後事務」は、どのような流れになっているのか。

施設においては、本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避や、本人の能力が衰えた場合における身上保護、身の上保護、財産管理の責任、亡くなった場合の死後事務などを考慮して、入院・入所の際に保証人を求める例があるようですが、保証人をつけることのできない一人暮らしなどの身近に頼る人がいない高齢者にとっては、適切なサービス利用に支障があるなどの問題があると聞いております。

そのような状況の中で、高齢者を対象とする身元保証や日常生活の支援、死後事務などを行う民間事業者もありますが、中には消費者トラブルに発展するなど問題のある事

業者もあることから、個人が適正な事業者を見極めるのは難しく、また、成年後見制度の利用者においても、後見人は保証人となれないとされていることから、成年後見制度だけでなく、身元保証や見守り、死後事務などの支援体制が必要と考えます。町としてもこうした事業の実施とセットにして身元保証や死後事務のサービスを実施できれば、利用者にとって本当の意味での切れ目のない支援に繋がると考えますが、町としてどのように考えているのでしょうか。

また、身寄りがない方などが亡くなった場合の火葬に関する問題ですが、墓地、埋葬等に関する法律に基づいて町の負担で火葬を行うと認識しておりますが、死体の火葬を行うものが不在の場合の処置について、町ではどのようなルールや手続きを定めているのか。

さらに、墓地、埋葬等に関する法律に基づく場合、火葬に至るまでの手続きや火葬などに係る費用、その後の納骨など全ての手続きが完了するまでの課題や必要な手続きについて、課題などあるのか。

以上2点質問をいたします。よろしくご答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「マイナンバーカードの普及、活用について」であります。

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を併せて進め、より公平かつ公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤であり、これらの機能を十分発揮させるためには、マイナンバーカードの普及が不可欠であると認識しております。

これまで町では、「休日受付窓口」の設置や広報等での周知を行うなど、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりましたが、今年8月末時点における保有枚数は4,599件、人口に対する保有枚数率は73%と、全県的に見ると23位の下位に位置しており、更なる保有率の向上が求められているところであります。

現在のマイナンバーカードの利活用につきましては、身分証明書や健康保険証としての利用、コンビニでの戸籍等証明書の取得、転出・転入の際の手続きなどがありますが、今後、拡張可能なものとして、窓口支援サービスや図書の貸出し、選挙の投票入場受付などがあります。

町といたしましては、「休日受付窓口」の開設を継続するとともに、取得を希望する

町民からの依頼による「出張受付窓口」の実施に取り組み、保有率の向上に努めてまいります。

一方、マイナンバーカードの普及促進には、個人情報保護や個人情報管理への不安の払拭も大切であると考えております。

マイナンバー制度は、国があらゆる情報を一元管理する仕組みではなく、各機関で「分散管理」しているため、情報が芋づる式に漏れることはありません。

また、マイナンバーカード自体にもプライバシー性の高い情報は記録されていないため、他人にマイナンバーを知られても個人情報を調べることはできないなど、高いセキュリティが確保されております。

しかし、このような安全性についても十分には理解されていないという調査結果があることから、今後も、マイナンバーカードの活用が増える機会などのタイミングに合わせ、カードの利点とともに、安全性についても正確な情報を周知してまいります。

次に、「身元保証や死後事務について」であります。

ご承知のとおり、八峰町における65歳以上の割合は、52.4%と県内3番目に高くなっており、これに伴い高齢独居や高齢者夫婦だけの世帯が増え、様々なリスクが危惧されているものと認識しております。

こうした中、町では「墓地、埋葬等に関する法律」や「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき、身元保証人がいない場合の死後事務を適切に行ってきております。

議員ご指摘の「本人の責任範囲を超えた場合における滞納リスクの回避」については、包括支援センターやケアマネージャーなどが入所前に資産や収入状況の調査を行った上で施設への入所が認められているほか、収入がないなどの場合には、税金等の免除や生活保護などの公的扶助の対象となっており、リスクの回避に繋がっております。

また、身寄りのない方や身元保証人もいないという方は稀ではありますが、有料の身元保証サービスを紹介する場合があります。

さらに、民生児童委員や社会福祉協議会と連携し、高齢者世帯の見回りや、「ひとり暮らし高齢者等見守り事業」、「日常生活自立支援事業」などを行い、家族を含めた情報を提供するなど、適切な対応に努めてきております。

一方、町成年後見支援センターでは、成年後見制度の周知や相談活動だけでなく、終活に係る研修会を重ねており、徐々にその認知度が高まってきているものと考えております。

今後は、身寄りのない方の施設入所や死後事務がさらに増えていくものと考えますので、町では、関連するマニュアルづくりの検討を進めるとともに、葬儀後の遺骨の取り扱いや家財処理等について、関係法令の整理を国に対し働きかけてまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今朝のテレビで見て、まだ総理大臣の問題で8人も出てるわけですが、その中でマイナンバーに慎重に取り組むという現状の官房長官の発言があったり、一方ではデジタル大臣の河野さんが「進める」というふうな話、未だに国の方でもぐじゃぐじゃしているような状況になってますけどもね、まあデジタル化っていうのはやっぱり国でやると決めた以上、これ進めていかざるを得ないわけですよね。それに向かってみんないろんなシステムを入れておるわけですし、今さらそれを何だと撤回するような話っていうのが、非常に不満な中でですね、じゃあ我々町民はどうしたらいいのかということになるわけですが、何ていうか、今、質問の中でも言いましたが、そのデジタルカード、マイナンバーカードから得られる情報っていうのは、生年月日、住所、誕生日、男か女か、これしかないのにもかかわらず、落としたら非常に個人情報が流れると。また見た人は、拾った人はその程度は情報得れるかもしれませんが、それが複数の人間に広がっていくっていう危険性はほとんどないのではないかなと。ましてそれを、他人名義の顔写真付きのカードを拾ったところで、超知識のある、パソコンでも偽造できるような人でないとですね、そういうふうなことはできないような状況の中で、それ心配するというふうに扇動する人が国民の中にいると。それが結局は普及に繋がらないっていうふうな状況なってると思うわけですよ。未だ我々暮らしてきて一番困ってるのは、いろんな制度の中に番号があるわけですね。年金番号とか健康保険の番号とか、まあいろんな番号。これ全部違ってるのを、なるたけいずれは一つにして一枚のカードで済ませようというのが、これマイナンバーカードの私は究極な目的だろうと思うわけですが、そうすることによっていろんな障害が緩和されるなというわけだと思っております。

で、そういうふうなことの将来的なことを考えればですね、私はまず、こんな小さい田舎であるからこそ、人数が少ない、対象者もうあと、70%超えるって言ってますが、あとの3割の人間に対してね、3割だとすると1,800人か1,000人ぐらい、もしかしたら入所者もいるわけですから1,000人もいない人数、その方々に対してですね、その不

安というふうな払拭を私はやっぱりなくして、是非持ってもらいたいと、こんだけ便利だよっていうふうなことをやっぱり説明する必要があるんでないか、納得してもらう必要がある。で、もしなかなか役場に来る都合がないんだとしたら、まあ近くの自治会に集めて、これ作ってやるがらというふうな出張制度をして作ってやると、そういうふうなことも私は必要なのではないかなというふうに思うわけです。

まあそういうことで今回マイナンバーカードについて質問したわけですが、その辺についての町の考え方、答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えします。

先ほど1回目の答弁で答えたところの繰り返しになるところもあろうかと思えますけども、いずれこのマイナンバーカードというのは、議員と私も同じ考えでございまして、これからやはりデジタル化が進んでいくという上では、やはり非常に必要なものだろうというふうに思っております、私自身も。そういった上で、やはり町民の方が七十数%ということで、まあ比較的私は高いかなと思えますけども、全県的に見ますとまだまだ下位の方にあるということで、やはり町としてもですね今後のことを考えると、もうちょっとですね取得率を上げていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

そういった上で、やはり先ほど答弁でも申し上げましたけども、その必要性をもっともっと周知していくということに加えて、安全性についてもしっかりと周知していく必要があるのかなというふうに思っております。加えてですね、ここで役場の中で来るのを待ってるのではなくて、やはり出張して、例えば施設のところに行くとかですね、ちょっと個人の家まで行くというのはなかなか難しい課題はあろうかと思えますけど、そういったところですね幅広く検討しながら、もう少し取得率の向上に努めていかなければならないというふうに私も考えているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いずれにしてもですね、情報漏洩を言うんですよね。その情報漏洩っていうのは、今、多分、私が思うには高齢者の方々がまず多いんですよね、多分、持ってないっていうのは。それは便利性が分からないということと、使い方が分からない。まあやり方も分からない。そういうふうなことがまず1点。あともう一つの方はですね、その制度そのものに反対して、そのものを取得しないというふうな人。この人に

ついては、まあその人の考えですからどうしようもないんでしょうけれども、分からない人については、やはり積極的に説明して、このほう便利ですよってというのは、やっぱり高齢者の方っていうのは病院なんか三つも四つも掛け持ちだすよね。それが一枚で済むんだとすれば、これほど便利なものはないはずなんですよ。だからそういうふうな便利性を十分説明してやれば、私は情報漏洩ったって個人情報でそのカードから得られるものは、そのさっき言った4点。もし、それ以外にもし出るとすれば医療費の薬、何の種類飲んでるかどう、その程度、病院にかかっている病院の名前、この程度しか出てこないはずなんです。それ以外に手続きすれば年収とかそういうやつも出るようになったり、年金も出るようになったりしますけども、そんだけの知識はないはずなので、とりあえずは健康保険証の代わりにそういうようなものが出れば、私は高齢者だって楽になるはずだし、まあ施設入所している人だってですね、施設の職員が病院ごとに診察券を変える必要ないわけで、そういうふうな便利性だってあるわけですから、やっぱりその辺は十分説明しよう。それはやはり施設から来てもらう、個々が役場に来てもらうんでなくて、やっぱり町が積極的に行って作ってくださいと、こういう、便利ですよというふうなことをやってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれですね、12月2日にはですね新たな保険証の交付が今後なくなるというような話もありますし、その時期に合わせて新たにマイナンバーカードを作りたいという方が増えてくるんだろうというふうに思っております。そういったタイミングをですね見ながら、先ほども申し上げましたとおりですね、そのセキュリティだったり、安心してくださいというようなところをですね、しっかりと周知して取得率の向上に努めてまいりたいというふうに思いますし、そしてまた、先ほど言いましたけども、なかなか個人からの要望となると少しちょっと課題はあるかなというところありますので、そういったところちょっと役場の中でもですね、しっかりとみなからですね、少しでも取得率が高くなるように取り組んでまいりたいなというふうに思っております。

そしてまたですね、このデジタル庁で、このマイナンバーのいいところ、悪いところっていうか、セキュリティが万全ですよというようなところもしっかりとパンフレットで作ってますので、こういったところもですね、作る方にはしっかりと周知してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いろんなパンフレットの中に、そういうメリット・デメリットは書いてありますけども、書いても多分理解できていません。ですからやはり面通しで言葉で説明しないとですね、やっぱり分からないわけですから、その辺は是非お願いしたいなというふうに思っております。

ということで、1問目の質問は終わります。

次に、2問目ですが、高齢化で八峰町、52%を超えたということでもありますけども、身近に隣近所ほとんど高齢、若しくは空き家だらけというふうな状況になって、高齢の中の80歳の夫婦が片方が亡くなるとですね一人暮らしなるんですね。で、一人暮らしになって、まあ最近見ないなと思えば、施設に入ってるか、若しくは亡くなってしまってるというふうな状況だわけです。そうした時に、最近、自分も二人暮らしになってからよく考えるようになったんですが、どちらかがいなくなると、その後始末誰がやって、どこに連絡すればいいのかっていうのがなかなかこう思いつかなくなってきてます。で、まあ地元、昔、親父等が元気なうちはですね、親子の、あそこのあそことは連絡しなければならなくて、まあ席の順番まで頭に想定してあったわけですが、最近はどうも地元の親子の行き来もないような状況で、いざ自分が片方になって死んだ場合、じゃあどこに面倒見てもらって葬儀をしてもらったらいいのかなということを考えるようになったんです。ですから、まあこれは私だけではなくてですね、やっぱり高齢になるとみんなそういうふうなことを思うんじゃないかなと。けども、そういうふうに思っているながらも、それを誰かに話す相手がいらないわけですよね。だとすると、頼る人が誰も分かんなくなってしまう。そうであると誰がそれを看取って、その後始末をやってくれるのかっていうと、まあ最終的には町がやらざるを得なくなってしまう。じゃあ、いざ町の職員がそれをやるっていうことになっても、親戚とかこういう、何ていう、血の繋がるところを探して、それを連絡して、どうします、遺骨の引き取りまでいくと思えますけども、それ以外にも土地の所有の問題や財産処分の問題やら、そういうようなこともあるわけですね。ですから、そういうふうなことをどこの誰と連絡したらいいのかというふうなこと、まあいろんなこと、連絡先、入ってる保険やら、いろんな手続き関係、それらをやはり記録して、町でもそれを把握しておく必要が私はこれからは必要なんではないかと。それさえある程度つかんでおくと、その高齢なって一人暮らしで亡くなった後の処置が町として楽になるし、スムーズにやれるんじゃないかということで、私は

事務局、あれどこだっけか、他の市ではですね、エンディングノートみたいなもので連絡先とかそういうふうな手続きの先を記録して出す制度をしてるわけですよ。終活登録っていうことですが、そういうふうなことを町でもやっぱりやってみる考えはないのかなと。私は非常に有効な手段ではないかなと。それによって少しは安心できるかなというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今、これ初めて私見しましたが、ほかの市町村においてもこういったものがあるんだと今初めて見ましたので、いずれちょっとこれを町として導入するかどうかはもう少し検討する必要があるかなと思っております。

一方ですね、この八峰町というか、ちょっとこちらの都市部とはまた違うんですけども、八峰町の良さっていうのはですね、隣近所のコミュニティの強さであったり、あるいは親戚関係のですね、まあいろんな人がこう分かっているところが比較的強い地域だなと思ってまして、そこはひとつやはりメリットになるんじゃないかなと思っています。例えば、独居老人の方がですね、お亡くなりになっても、例えば隣近所との付き合いの方がですね長かったりして、親戚が気づかなかったけども隣の人が気づいてくれたとか、そういった、何ていうんですかね、コミュニティの強さが私がほかの地域よりも強い地域だというふうに思っておりますので、今すぐこの終活ノートを町として導入するというよりは、もう少しですね、その町のメリットなんかを強化しつつ、状況を見ていくことも大事なかなというふうに思っておりますので、今この場ですぐ導入ではなくてですね、もう少しほかの市町村、あるいは町の状況というところをしっかりと見極めた上で検討していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） さっきも言いましたが、やはり地元、まあ親戚関係あるっちゃああるけどもですね、やはりなかなか、まあ10年、20年前ほど親戚付き合いっていうのはなかなか厳しいんですよ。行ったり来たりしてねえんですね。だから、せいぜい地元の友人、知人との付き合いの方がより深い。でも、世話したいけども現実にはやはり他人なわけですね、なかなかこう、いろいろな財産の処理の相談も何にもなかなかやはり他人が入っていくっていうのは厳しいというふうなことがあるわけですね。ですから、まあ本当に自分の立場になった場合に、本当に誰に相談したらいいの

かっていうことを書いてさえおけば、町にとっても、じゃあこの人書いてあるからこの人に相談して決めるとかって、そういうふうなことがスムーズにいくというふうに私は考えてるんですよ。今すぐ明日からやれというわけではないのであれですが、そういうふうなことをやはり進めていった方がいいんじゃないかなと。まあそれは本人が今のうちに、まあ今、認知症の問題も出てますから、今のまだ頭がはっきりしてるうちにそれをちゃんと書いておくと、後々皆さん残された人も町の方も助かるというふうに思うわけですよ。その辺について一つお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） なかなかですね、先ほどのマイナンバーの話じゃないですけど、ここまでちょっと踏み込んでしまうとですね、法律的な条件としてはどうなのかなとか、例えば個人の建物ですね管理っていうところが、何ていうんですかね、まあ町が踏み入っていいものかどうかっていうところがちょっとグレーなところがあるのかなというふうに思っております。で、先ほど答弁でも申し上げましたけども、現在、町ではですね、その今ある法律に従って死後事務等行っているところなんですけれども、やはりもう一步踏み込んだっていうことになると、やはり法律の改正等がやはり必要なのかなというところもありますので、もう少しですね、町としてもそういった働きかけをですね国に対して行っていくことが先かなというふうに思っております。

一方でですね、先ほど答弁でも述べましたけども、高齢化率が相当高くなってきているところでございますので、今後こうした死後事務なんかをですね、やっていくっていうところが数多く出てくるかと思っておりますので、そういった制度、あるいはほかの市町村の状況、こういったところをしっかりと見極めた上で次の取り組みを検討してまいりたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 最後に一つ確認というか、私自身も分かってないものがあってですね、本当に親戚とか知り合いも頼る人がいない人が、まあ旅人の問題でも同じですが、そういうような人が亡くなった場合の処置、その遺骨はどうなるのかなと。町で保管してるのか、それとも無縁仏に納めるのか。その無縁仏だったって、寺によってまず分かれてるわけですが、その辺はどっかで決まってるのかどうか、ちょっと確認したい。お願いです。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 山本議員の質問にお答えします。

そういったケースは極めて稀で、なかなかないような話なんですけれども、遺骨の引取先がない、あるいはご家族の方がいらしてもそれを拒否されるといった場合には、八森地区、峰浜地区にお寺さんありますので、そういった無縁仏さんの引き取りをお願いするというような手続きになっております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ありませんか。

○11番（山本優人君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。10時45分より再開いたします。

午前10時40分 休 憩

.....
午前10時45分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問3点について、町長の考え、教育長の考えを伺います。

まずはじめに、町営住宅のシックハウス対策は十分かについて伺います。

町営住宅は、住宅に困窮している低所得者にとっては、入居できるまでいろいろな事情を抱えて、やっと安住の地を得た喜びで生活の一步を踏み出す活力になります。しかし、迎え入れてくれた住宅は、必ずしも心地の良いものにはなっていないという例があります。玄関は、くもの巣が多くて大変汚かった。住居を何度も拭き掃除してもカビが次から次と生えて、湿気がひどくて布団2枚、カビで捨てるしかない。一緒に住んでいる息子はアレルギーを起こし、正にシックハウス症候群の症状で鼻血が止まらない。目の充血、体中の湿疹で、とうとう救急搬送されて、しばらく入院になりました。入って間もないので、もうお金は使い果たしています。これからどこに行くにも大変ということで、私は担当課に相談しました。担当課はすぐ来てくれましたけれども、事情を説明して業者に入って調べてもらった結果、換気扇が3か所とも作動しておらず、開閉ができない状況になっていたということです。

国土交通省住宅局は、「シックハウス対策について知っておこう」というチラシを作っています。シックハウス対策のための規制導入、改正改築基準法が平成15年に施行されました。

そこで伺います。

気密構造になっている公営住宅は、換気機能がうまく作動しているかどうか検査する義務があるのではないかとことです。同じ団地の長屋の住宅に入居した人は、入った時、既に換気が回っていたのでカビが生えていなかったが、換気のフィルターがたばこやヤニに覆われて、何度洗濯しても取れない。また、隣の住民も、フィルターが汚れていて洗っても落ちないので、もうエラー状態で赤ランプがずっと点いているということです。また、天窓からの雨漏りもあり、何度言っても、職員に言っても聞いてくれない。もう諦めているという声もあります。職員だけで手が回らなかったら、民間とタイアップして定期的に行うことを考えないでしょうか。

町営住宅は安全・安心、美化を考慮して、便利で快適でなければなりません。町の顔として外見も内容も評価されます。以上の観点から、町長の考えを伺います。

2つ目は、学校給食の無償化と放課後児童クラブの昼食対策について、教育長の考えを伺います。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上でも重要な役割を果たしています。八峰町の給食はおいしいと、先生方の間でも評判になっているようです。漁が盛んな頃は、ハタハタやキミヨのフライ、魚のつみれ汁など、栄養士の先生が献立にいろいろ工夫して大変喜ばれていました。薄味の習慣は、コンビニや出来合いの食品が多く出回っている中で、味覚を自覚させる食育の指導も学校給食で培っていくという大切な教育です。地元の食材の利用、自給率も高まっています。

このような学校給食を教育の一環として捉え、子育て支援の観点から無償化が広がっています。

政府は、小・中学校で学校給食無償化を実現している自治体が547に広がっている調査結果を発表しています。秋田県では湯沢市、男鹿市はじめ、三種町含む4町3村が行っています。国は、こども家庭庁で、こどもまんなか応援の政策を打ち出しています。学校給食の無償化も今後検討されるのではないのでしょうか。

当町では、あと半額700万円あまりの公的支援を行えば、これが実現できます。学校

給食無償化の考えはないか伺います。

学童保育は、働く保護者に日曜日、祭日以外の長期休みに安心して仕事を終えるまで、児童は施設職員に見守られ、安心できる居場所の施設として働く子育て世帯を応援しています。長期休みに入ると、出勤の前の弁当づくりが大変という声を聞きます。これに応えるために、保護者と学校とも、若しくはボランティアと一緒に簡易的な昼食を与えることを考えてみてはいかがでしょうか。週2回か3回提供できるようにするには、ランチルームでは困難があります。現在、利用料は児童1人2,000円で、兄弟は半額になっていますが、おやつ利用料は入っていません。三種町は、おやつなしで500円になっています。そこを考えると、当町は高いと思います。働く保護者に少しでも応援できるように、学校側と保護者、できればボランティア協力などを得てやれば可能ではないでしょうか。考えを伺います。

最後に、持続可能な中山間地の農業について伺います。

八森地区は背景に山間の地形で、白神山地の麓は中山間地農業が広がっています。耕作面積は多くはありませんが、棚田よりも緩やかな斜面に田んぼが広がっています。真瀬川を水源として、用水路が網の目のように末端の田んぼまで行き渡っています。中には沢の水を利用している人もいます。したがって、米はとってもおいしいと自負しています。

しかし、山間であることから、猿被害や真瀬川の氾濫が起きると田んぼの耕作に被害が発生します。7月の豪雨は、農家を悩ませました。沢の水を当てに田植えを始めたものの、高温で水が入らず、地割れ、その後の大量の雨、猛烈な草で自然の厳しさを田んぼにも農家の人たちにも大変なダメージを与えました。いつもと違う米の成長で、諦めとため息が出ています。「このあたりの田んぼだっけ、あど五、六年もすれば誰もやる人いねぐるで」という高齢者が肩を落として話しています。来年の田植えが正常にできないと、ますます農家離れが進みます。復旧の目処について、どうなっているのでしょうか。

今、米不足が続いています。政府の農業政策は、減反を進め、海外からの米を輸入し、自給率が38%に下がっています。気候変動、災害、海外からの食料が途絶えると、有事の際は食料調達が困難になるので、芋を作れ、ゴルフ場に芋までとされています。このような政策に農家は振り回されています。米づくりの農家の時給は1時間10円とも言われています。必死にご先祖の田んぼを続けて守ってきても、もうこれ以上続けら

れないというところまで来ています。中山間地農業が放棄されたら、大雨の被害が起きます。五、六年は、すぐ先です。木の生えた荒廃地になる前の対策は考えているでしょうか。直近の共産党、紙智子水産委員会での農業政策のやりとりで、農水大臣の答弁では、今の耕作面積の3倍は必要だと話しています。周辺の田んぼや畑、耕作放棄地、今後の食料問題が、これらのことから不安を覚えます。

耕作できるところは機械を導入し、支援をして畑を耕作できるように援助することで、高齢者が散歩がわりに畑づくりを楽しむと同時に、畑づくり、米づくりを次世代に伝授していかなければならない、こういうことが明らかになっています。ところが今、この伝授がもうできない状態になっています。低山を歩く、低い山を歩くことが認知予防になり、今後はこれらの取り組みをしていかなければならないという専門家の話もあります。高齢化がますます進み、それに見合った対策を考えるなら、これらの荒廃地をなくして野菜を作る。例えば旧観海保育園は八森こども園の岩館寄りの小高い山、源助山がありますが、遠足に出かけるような景観で、一面の畑が広がっていました。野菜づくりに適した土壌でありながら、林になっています。全国の荒廃地を見直すために、国も動き始めました。これらの使用するための補助、荒廃地発生防止・解消等という、こういう活用を生かして、生き生きとした農業用地によみがえるような対策を考えないでしょうか。地元の人たちが耕作意欲ができるように、なるべく多くの地域協力隊を配備して、高齢者と一緒になって不備なところをカバーしていく、こういうことも施策の一つではないでしょうか。

以上のことから、町長の考えを伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町営住宅のシックハウス対策」についてであります。

シックハウス症候群は、住居に由来する様々な健康障害の総称で、ダニやハウスダスト、カビ等住居の空気汚染により発症し、頭痛やめまい、吐き気など、その症状は多様であると認識しております。

こうした中、町が管理する町営住宅では、新たな入居者に対し、担当者が立ち会い、給湯器やIH等日常生活に必要な一般的な注意事項を伝えているほか、シックハウス対策のための住宅の換気についても実施していただくよう説明しております。

また、退居時には、外観や建物内の状態を確認・検査し、設備等に不具合があった場合には、適宜、修繕等を行っております。

さらに、入居者から住宅に関する問い合わせがあった場合は、担当者が現地において状況を確認し、対応しているところであります。

いずれにいたしましても、入居者が安全で快適に暮らせるよう住宅を管理することは町の責務であり、令和元年度に策定している「八峰町営住宅長寿命化計画」において、計画的な修繕や改善等に取り組むこととしていることから、今後も、退居時の確認・検査を実施していくとともに、シックハウス対策を含む注意事項をまとめたマニュアル等を作成し、入居者に配布するなど、今後も居住者が安全で快適に暮らせるよう努めてまいります。

次に、持続可能な中山間地農業についてであります。

中山間地を耕作する人を励ますような国のきめ細かな補助事業については、農林水産省において、多面的機能支払交付金制度や鳥獣被害対策による農作物被害の軽減、農地中間管理事業による農地の集積及び集約化の促進などを行いながら、荒廃農地の発生防止等に取り組んでおります。

町としましても、同事業の活用を進めており、多面的機能支払交付金事業は町内23の組織が活用しているほか、中山間地域直接支払制度は2つの組織が活用するなど、これまでも農地の保全に取り組んでいるところであります。

また、農地中間管理事業につきましては、田中野田地区と沼田田中地区において、圃場整備事業を進めているほか、大槻野地区におきましても、整備に向けた調査を行っているところであります。

さらに、東八森地区においては、圃場整備事業に関する意向調査を行ったところであり、今後、説明会等を開催し、圃場整備事業の実現に向けた取り組みを進めることとしております。

加えて、国が進める地域計画の策定に当たり、地域での話し合いを行い、10年後、誰がどの農地を耕作するか色分けした目標地図を作成し、農地の保全に努めることとしております。

一方で、「地域おこし協力隊」については、農業の後継者として、就農に必要な研修を受けながら協力隊として活動している事例がありますので、今後、こうした情報を収集し、その活用について検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 見上議員の質問にお答えいたします。

本町の学校給食費は、学校給食法の趣旨を踏まえた上で、町の財政状況を考慮し、平成27年度から半額免除を実施しており、子育て支援施策として保護者の経済的負担の軽減が図られているものと捉えております。

学校給食の無償化につきましては、学校給食費の在り方について、国が抜本的に整理した上で、国の責任において財政を含めた具体的な施策を示すべきと考えておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、2問目のご質問にお答えいたします。

長期休業中の放課後児童クラブの運営は、開設時間の延長に伴い、支援員の職務負担が通常よりも多くなります。これに昼食が加わりますと、提供の仕方にもよりますが、弁当の収受、注文、代金支払い、児童への配布、食事後の片付け等、新たな業務が追加されると考えられます。

また、職員は現状でさえ、ぎりぎり確保して事業を実施していますので、昼食につきましては、従来どおり、ご家庭で準備していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目について何点か質問いたします。

町の職員の方がいろいろこう説明してるという、こういう話がありました。そして検査を確認をしていくということで。ただですね、まあ住宅の、公営住宅ではありますけれども、やっぱり大家さんは町なんですよ。だから気持ちよくやはりこの引き渡す、入居者に気持ちよく入ってもらうためには、やはり、せめて玄関をきれいにしておくとか、くもの巣が張って非常に気持ち悪かったという話もあります。そういう引き渡す時期にですね、気持ちよく入ってもらう。そしてここでゆっくり生活してくださいという、こういう提供の仕方が普通ではないでしょうか。で、まあ説明書、給水等の説明とかこう紙に、これ読んでおいてっていうことだけで、部屋の中を全部説明したわけでもなく、で、換気のことには一切説明もなく、そして換気のスイッチを入れておかなければならないんだけど、そのスイッチの作動がどこにあるのか入居者は分からない。で、まあ一緒に行ってみて、これでないの、これがそうでないのって、職員と相談しながら、

ああ、これだねっていうことで初めて入ってから二、三か月してからそれに気がついたという、こういう状況であります。ですからですね、ここら辺の職員に徹底したやはり安全、そしてこれをやらない、換気をしなかったら非常に命に関わるほどの危険なことが起きるんだよということを、やはりはっきり説明しなければならないと思います。で、換気扇が動いたということで、開けてみたらもう全然動きません。押し入れの布団はもうカビだらけになって、もう２枚の布団は捨てなくちゃいけないということですから、そこも稼働していなかったのも、換気をこう開けようと、普通こう開け閉めがこうあるんですけれども、それはもう動かない状態になってます。で、すぐ業者に来てもらったんですけれども、こういうの初めて見たということで、こういう状態ではですね安心して暮らすことができないですよ。

で、私はこのことに関していろいろ調べてみました。で、公営住宅に関するこのシックハウス症候群の論文について、お医者さんが詳しく書いた例もあります。公営住宅入居者に当たっての留意点ということで、事業者は対象者に十分に説明をしなければならない。公営住宅に入所した後で、これお医者さんの方ですので、健康が悪化した場合にはできるだけ速やかにその事業主体に伝えて、住まい方を改善すること。症状が回復するまで見込みのない場合は撤去の措置をすること、ということに、まあお医者さんの立場からこういうふうなことに言われてます。そして、シックハウス症候群のため継続的な協力を築くことが、地域の人たちは、ここは大きいところは団地とかは、地域衛生主幹部局という衛生の担当課があると思うんですけれども、この場合、町の方では、こういう公営住宅に関する衛生の管理というのは建築課、全てがこれが賄われております。こういうことが現に発生しているということを鑑みた上でですね、検査の確認をしていく。そして今後、職員に対してどういう教育をしていくのか、いま一度ご返答をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

退去後、入居まで期間が空いた際は、担当者が入居前に入居者と内覧を行ったりして、どういう状況か住宅に入る人に確認してもらいながら、この住宅でいいなというふうなことで入居の手続きに入るようにしております。ただ、期間が空いてしまうと、どうしても汚れが出るとは思いますので、そういった際は、ハウスクリーニング等を委託しながら住宅の清掃等には努めているつもりです。

あと、説明はその時行っていますけども、どうしても聞き逃すとか、説明することがいっぱいあればどうしても分からないことが多いかと思いますので、これからはシックハウス対策を含む注意事項をまとめたマニュアル等を作成して、入居者の方に配布して気をつけていただきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、職員にどういう指導をしているのかということを伺いたいんです。で、今後、シックハウス対策について検査とかするということですが、どういうふうな検査をして、職員はどのようにマニュアルができているのか、その辺について伺ってます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

シックハウス対策というのは、換気が一番だというふうに私は認識しております。ですから、換気システムももちろんのことですけども、要は窓を開けて換気をするというふうなことが一番まずシックハウス対策には有効ではないかなと思ってますので、そういったことを含めたマニュアルを作成して、今後は入居者の方に配布していきたいと、そういうふうに職員の方には指導しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 違うんですよ。24時間換気してなければならないという、こういうことになってるんですよ。換気してるかどうかを常にチェックしなければならない。窓を開けてやりなさいということじゃないんですよ、気密住宅は。換気機能が十分に發揮しているのかどうなのか。その辺は本当に、こういう事例があるってということで怒りを覚えます。こういうことを徹底して職員が分かっているのかどうなのか。そしてですね、3年ごとに職員はやはり変わります。その時に職員が対応が違うということも言われております。で、その職員によって、お金がないからなとか、いやあ分からないなというふうな感じで対応されては困るんです。本当にこのことによって24時間換気しなければならない気密住宅について、職員が徹底して、そして専門的な知識を持っているのか。建築科卒業した人とか、そういう免許を持った人が建築の中で対応しているのかどうなのかについて伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えします。

換気システムがある住宅はありますけども、24時間換気システムということで常に回っているとは思いますが。ただ、入居者がどうしてもスイッチを止めたりすれば回らないような場合も考えられますので、どれくらいの頻度で住宅の方に確認するかというのもあると思いますけども、とりあえずは入居者の管理にお任せする。町としてはスイッチはここにありますから、換気システムはここで動きますからという説明はさせていただきます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 2年に1回、そのフィルターを取り替えるとか、それから動いてるかどうかを調べるとか、まあ入った業者の人から見てもらった結果はですね、うちら言ってくれば、まあお金はかかるけどもいくらでも定期的に調べて歩くけどなっていうふうな、こういうことも言われております。で、現にですねフィルターの換気が洗って入れたにしても、自分たちで手入れしたにしても赤ランプが点いたままになっている。こういうこともありますので、もしこれが怠ったらですね大変なことになるということは、職員も、それから入居者も自覚していかなければならないんですが、やはりフィルターの点検とかそういうことにも力を入れて、それで長く入ってる人たちはもう職員が検査する方法がありませんので、長く入っている住宅の入居者についてはアンケートを行って、不備なところがないか、こういうこともやっていかななくてはならないのではないのでしょうか。入居して間もなく台所のサッシが開かなくて、開かないんだといって、もうあまり聞いてくれなかった。町長の方から職員に対しても、お金がないから、お金がないからということがかなり頻繁に言われてるようで、お金がないからということもこの時も言われたそうです。こういうことに対して、町長どのように思われますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まあ私、いろんな場面で言ってますけども、いずれ町の財政というのは非常に厳しい状況だということは常に私言っておりますので、そういったところを含めて、職員はですね現地においてそういった説明をしているんだろうというふうに思っております。

ただ一方でですね、何か不具合があったら町の職員に連絡していただければ、しっかりと対応しているというふうに私も聞いておりますし、それが公営住宅を管理する町の責務だというふうに思っているところでございますので、今後ともですね、その入居者

に対しては、何かあれば気兼ねなく町に相談していただくよう、引き続き周知してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 検査確認をされると言われましたので、具体的にどのような検査をどういう形でやっていくのか。その点について明確な答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 住宅の検査についてですけれども、住宅の検査は、退去時に外観及びリビング等居住室やトイレ、洗面所、玄関等の床、壁、天井、建具等が破損していないか等を目視で確認検査しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 定期的に行うということですか。入居の入れ替えの時に行うということですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 入居者が退去した時に、退去検査として行うものです。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 長期に入ってる人たちの換気の機能についての検査する意思はないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 長期に入ってる人方の換気の検査ということですが、基本的に換気のフィルターとかの清掃は入居者の方にお任しておりますので、町の方で住宅の方に行って検査するということは考えておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） フィルターも私も見せてもらいましたが、そんなに高価なものではないと思います。ただですね、それが正確に動いてるのかどうなのか。そして、全体の入ってる高気密住宅の人たちが、それをどのように利用しているのかっていうことの検査は、これはやる必要があると思います。まあこの答弁で、すぐやりますということとはちょっと言えないと思いますけれども、是非ですね、もしこれが怠ったら大変なことになる。そして現在入ってる人たちに不備なところがないか。まあフィルターはこ

ういうメーカーで、こういうものが必要ですということを教えながら、まあ自分で買うんだったら買ってほしい。ただですね、やっぱりそれがあってもですね、この人たちが入る前の入居者は、もう換気を使ってなかったんです、全然。で、もう蓋もびっちり閉めて、のりか何かでもうくっつけて開かないようにして、それで電気代ももったいないから換気をしないようにスイッチを消していたと、こういう例があります。こういうことの後、こういうことは住宅の老朽化にも繋がっていきます。それでやはりサッシが開かなくなっている状況。こういうことを考えますとですね、やはり定期的にどうなっているのか検査をする。住居者だけの責任ではなくて、町としてもこれを行っていく。こういうことについて、今すぐ私が質問したから「はい、やります」とは言えない状況だと思いますけれども、是非このことについて検討していただきたい。これをお願いいたします。

以上で、この質問は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 次の質問についてどうぞ。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 学校給食についての教育長の答弁がありました。確かに国の方では、今、いろんな子ども応援、そして食育ということで、これが国の方で行うかもしれないということのトップの人たちの発言もあって、これを様子を見ている自治体があるということは私も承知しております。しかしですね、これは一刻も早くやるべきことが、やらなくちゃいけないという信念のもとですね、やはり様子を見るのではなくて、自分たちの自治体の子どもには一刻も早く学校給食を無償化にして、そして食育を強化していく。そして子育て支援の世代にも応援していく。こういうことが必要ではないかと思うんです。国の様子を見るだけではなくて、町の子どもとして必要なことではないかと思うんですが、いま一度教育長の考えをお知らせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の再質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

給食に関しての教育部分に関しては、現場で適切に行われていると思います。あと、我が町、先ほど答弁にもお話しましたが、この財政難の中で半額補助、全県的には３つの市町村しかありません。で、残りの１３市町村は、まだ半額補助までも行っていないということで、全県的にも八峰町、支援を頑張ってるのかなと思っております。ですから、今後も現状を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 平成27年に我々も入ってたんですけれども、給食のこと大変審議して議論しました。で、半額負担ということ、町が負担するってということで、これも画期的なことでありました。しかしですね、これ小坂町も行ってたんですけれども、小坂町も全額無料の措置を取ってます。こういうことからしてですね、給食は食育である。そして700万円、あと、お金がない、お金がないって言われますけれども、まあ700万円の支出で子どもたちが安心して給食費を無料化、で、安心して暮らせる、こういうことがとられると思うんですけれども、町長、この700万円についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） その700万円についてはちょっとあれですけれども、いずれ私の考えはですね、その自治体間であんまりこう差があるっていうのはよくないなと思ってますんで、昔から私、これは国の責任でやるべきだというふうに私答弁していると思います。そういった意味もありましてですね、これにつきましては、先ほど教育長が申し上げましたとおり、現状しっかりと支援しているというふうに私は認識しておりますので、無償化するという考えはございません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあ国の様子を見る、国がやるべきだということですので、国の今後の動向、そしてこれをやられるような政党を選んでいかなければならないと思います。

学童保育についてなんですけれども、問題は非常に難しいということは分かっています。非常に難しいんですけれども、ただやはり私の考えとしては、1週間に2回か1回でもいいですので、子どもたちに、今のそのランチルームの在り方は非常に難しいんですけれども、コミセンとか、それから地域の人たちの協力で子ども食堂的なものをできないかどうか。そして、それを支援するための職員が非常に忙しいということも分かります。非常勤の人たちもいますし。学童保育の職員の正規職員の補助というか、それが今、国の方でも打ち出されて、2人配置できるようなそういう措置も取られています。これは詳しい制度を見ないと分からないんですけれども、いずれこういうことでも学童保育の

必要性、そしてこれを働くお母さんたちを応援するという、保護者を応援するという意味でも、町としても一つ努力をしていかないかなというふうな質問です。これは地域の人たちの繋がりもあって、これを学童で行うということだけでは難しいので、今後の課題として考えなくちゃいけないというのは分かってますけれども、ただですね、前々から思ってたんですけれども、学童の利用料が1人2,000円で、おやつもない、何もない。一緒に入ってる兄弟は1,000円ですけれども、こういうことから考えてですね、まあ三種は500円ですけれども、何らかのその食事的な、おやつ的なものを出せる金額ではないかなと思うんです。この2,000円と、それから半額の1,000円、これについてもっと利用価値を高めていく、こういうことについて、教育長、考えがありませんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど月額2,000円で、2人目1,000円と話されましたが、他市町村の状況を確認したら、藤里町、能代市も2,000円と1,000円ということで、我が町も同じ状況で今対応しているところであります。

あと、おやつ等につきましても、まず現状維持が精いっぱいなのかなということは私は思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 能代市の場合は運営体がいいろいろありまして、何か所かに分かれて民間でやってるんですけれども、八峰町の場合は学校を使ってやってると。で、能代市の場合は、まあうちの孫も入ってましたけれども、おやつ代がほかに取られます。でも、もうこれ、これでもかというくらいおやつが出て、あと要らないって言われるくらい本当に子どもたちにはいろんな行事を行わせて、それでおやつもたくさん出てました。そういうことを考えるとですね、2,000円のその藤里の状況もちょっとあまりよく、私、能代市のことしか知らないんですけれども、こういうことを考えた場合、何らかの補食的なものを与えられるのではないかな。そして補食的なものを与えるとしたら若干料金を高くしてみるということも考えられるのではないかなと思うんですが、時間が長いですよ、朝7時半から子どもは玄関開くのを待ってます。で、仕事を終えてから6時まで。この間っていうのは非常に長い期間、やっぱり担当の職員も大変だと思うんですけ

れども、そういうことを考えた場合にですね、町でもこれを見過ごすわけにはいかないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、おやつのために利用料を上げるということは考えておりません。

あと、じゃあ2,000円の中でおやつ提供可能なのかどうかということは、これからまたいろいろ情報を集めながら研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 2,000円の範囲内でできるかどうか検討するということですが、やはり平日の放課後とは、やっぱり長期の休みはちょっと違うんですよね、形態が。朝早く7時半から開くのを、まあ7時半も、最近7時半からにしてくれっていうことでお願いして7時半になったんですけれども、でないと仕事に行けないからということです。で、ちょっと平日の放課後とはまた違いますので、この点を考慮していただいて何らかの措置を取っていただければなと思います。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

これについての答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 3番目の質問に対する再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 残り時間も少なくなりましたが、やっぱり中山間地農業の恩恵が耕作してる人たちに行き渡るような、目に見えたやっぱり対策が必要ではないかと思います。本当にこのままだとね、中山間地の農業なくなってしまう。本当に考えてみれば、もう五、六年というのは、80過ぎの、80半ばの高齢者から言われたんですけれども、もう本当に70後半の人たちが、後半、後期高齢の人たちが80過ぎまで農業をやって、八十二、三過ぎればもうできない。これがもう目の前に差し迫ってきている。こういう現状であります。で、この人たちを応援するために対策を、目に見えた対策がないと、もうやりがいがない、馬鹿くさいっていうことになってきます。

で、私は、町長も前向きに地域協力隊の答弁がありましたけれども、是非ですね、この地域協力隊を本当にできるだけ多く、こういう中山間地または荒れたその例えば源助山みたいなところ開発すれば、何とか景観がよくて、いい田んぼができる。こういうところが町内の中にあるのではないかと思うんです。そういうところに地域協力隊を派遣して、それで高齢者とともに、できれば産直にでも出せるような野菜を提供する。今の

そのぶりこは何もないという話がよく聞かれます。で、野菜も何にもありません。山菜少しある程度で。やはり土地がないわけではない。土地は一杯あります。で、耕す意欲がもう高齢者でなくなっている。こういうのが現状であります。

そして、今、高齢者が50%、これからどんどん増えていきますけれども、その人たちが生きがいを求めるのに、今までの生きがいデイサービスとか生きがい何とかというのは、もうこれからは通用しないという専門家の話があります。まず室内で足を動かすのは認知症の予防には繋がらない。やはり地面を歩いて、それから生きがいのある畑を耕して、それで低山と言われるようなところを登ったり下りたり、そういうことがいつまで元気な高齢者に繋がるということを私はたまたま専門の医師が話しているのを聞きました。正にそのとおりだと思うんです。本当に至れり尽くせりの予防対策ではなくて、生きがいのあるその高齢者が、今の荒廃したその農地をなるべく早くもう回復しないと、もう畑づくり分かりません。実際私も75になりますけれども、畑づくりの作り方が85歳台の人から教えてもらわないと、もうここで途絶えてしまいます。そういう対策もですね町で考えながら、地域協力隊と一緒に耕作放棄地をなくす、こういう対策が必要ではないかと思うんですけれども、町長、いま一度その地域協力隊について、まあ事例があるという、まあ共産党も地域協力隊を10倍くらいに増やせっていうふうなそういうことも言ってます。ですから、そういう点について、町長もう一度考えをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど答弁したところでございますけれども、いずれほかの地域ではですね、この地域おこし協力隊を使いながら、その就農に必要な研修を受けるといった取り組みがあるというふうに私も聞いているところでございますので、いずれこういういった情報をですね、しっかりと収集しながら、この八峰町においてそれが活用できるのかどうか、そういったところも含めてですね検討してまいりたいなというふうに思っております。

そしてまた、先ほど来、中山間地の農業の話をしているところでございますけれども、八峰町、やはり圃場整備がかなり遅れているんだなというところがございます。今、峰浜地区において、沼田、田中地区、あるいは今後、大槻野地区においても圃場整備事業を実施していくこととなっておりますけれども、旧八森地区においてはかなり遅れているなというふうに私は捉えております。これがやはり原因となって、やはりこう就農者、

あるいは農家さんがかなり減っていったのかなというところもございます。ただ一方で、やはり沢地形部になりますとなかなかその圃場整備を持っていくのはなかなか難しいといった現状もありますので、例えば全国的に見ますと、棚田というものを整備して米自体に付加価値をつけるとか、そういった取り組みも行いながら、やはりその収入を多くしていく、そういった取り組みも見られますので、そういった様々なですね状況をトータルして考えながら、今後の取り組みをしっかりと検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8 番議員、残り 2 分です。2 分内で収めてください。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 復旧の目処は、来年度の田植えの状況できるんでしょうか。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

復旧の目処につきましては、現在、随時発注を行っておりますが、目処と言われますと、全ての、町内全てですか。につきましては……。

○8 番（見上政子さん） 中山間地。

○議長（皆川鉄也君） 全部、中山間地ですよ。

○農林水産課長（堀内和人君） はい。まず随時発注を行いながら復旧に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これで時間になりましたので……ああ、申し訳ない。ほかに質問ございませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 最後ですね。もう本当に農業を続けるかどうかが近々に迫ります。で、農業をやれる人が次の時代に受け継いでいかなければなりません。その受け継ぎが早くやらないと、畑もそうですけれども、これを早めに希望のある農業にしていかないと、もう継ぐ人がいなくなります。こういうことをよく検討していただいて、農業政策に当町は携わっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで時間になりましたので、8 番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。

午前 11 時 40 分 休 憩

.....

午前 11 時 40 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、6 番議員の一般質問を許します。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 6 番、通告に従いまして一般質問をいたします。

はじめに、持続可能なまちづくりについてお尋ねいたします。

堀内町政誕生から間もなく折り返しを迎えようとしております。町長という激務を淡々とこなしている若さには感服いたしております。

平成の大合併において 2 町村が合併し、持続可能なまちづくりを掲げ、今日を迎えております。人口減少が進む中、広域の事業負担、町施設の維持管理等々、町の財政の状況は一層の厳しさを増すものと考えます。

その中において、持続可能なまちづくりに向けての将来像をどのように思い描いているのか。どう堀内カラーを打ち出していくのか尋ねるものであります。

次に、産業振興についてお尋ねいたします。

昨年の大雨被害、大変な状況でありました。河川や護岸決壊など、農地の復旧には相当の時間を要する災害であります。その後の復興工事はどの程度進んでいるのか尋ねるものであります。

浜田地域の渇水期における水田の水不足は、地元農業者を相も変わらず苦しめております。その浜田水田の一角にサーモンの中間育成の企業が進出し、今盛んに工事がなされておりますが、企業の進出は町にとっても願ってもないことであります。ある農家の男性は、泊川の水源利用であることから、であるならば長年苦しめられている我々農業者にも、水不足の解決策を示してもらいたい、切実に話しておりました。今こその課題に真剣に取り組むことが必要ではないでしょうか。町長の決意を期待するものであります。

次に、漁業振興についてお尋ねいたします。

育てる漁業振興のため、岩館分港沖の消波堤延伸工事については、予算獲得のために要望活動が積極的になされてきました。先月の県山本振興局との意見交換をなされた際にも、早期完成に向け要望されており、県では 2014 年の完了を目指していると述べて

おります。

この海域の海底調査自体、どう分析しているのでしょうか。漁業者に聞くと、皆開口一番、砂ならまだしもヘドロが堆積がすごいことになっている。今までアワビがいた場所も海藻もなく、全くいないと話しております。今さら私がこの事業に異論を唱えたところだと、こうお思いでしょうが、これだけ住民の不安というものがあることを耳にした以上は、私は公の場での議論というのは必要だろうと、このように考えます。この自体、実態をどう分析・把握しているのか尋ねるものであります。

次に、観光振興についてであります。御所の台エリアの再構築構想についてはどこまで進んでいるのか。どのように進めていくつもりなのか尋ねるものであります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後 1 時より再開し、当局の答弁をお願いいたします。

午前 11 時 46 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきの 6 番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 答弁に先立ちまして、先ほどご質問の中で菊地議員から過大な評価をしていただきました。心から感謝を申し上げます。私の残りの任期、約 2 年となりましたけれども、初心を忘れず、町政発展に全力で取り組んでまいりますので、引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、答弁に入ります。

菊地議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「持続可能なまちづくりについて」であります。

町の財政状況については、経常収支比率が平成 28 年度以降、90%を超える状況が続いているほか、実質単年度収支は、令和元年度以降、令和 3 年度を除き赤字となっており、財政調整基金の取り崩しに依存した運営が常態化しております。

議員ご承知のとおり、高い経常収支比率は、政策的な経費に充当できる一般財源に余裕がないということであり、まずは財政基盤を安定させる必要があることから、今年度から、企画財政課から財政部門を切り離し、単独で財政課を設置し、財政の健全化に集

中的に取り組んでいるところであります。

また、効率的な財政運営に努めるには、行政と民間が連携し、民間資金を活用する手法を取り入れることも必要であると考え、旧峰浜庁舎跡地に設置している定住促進住宅においては、この手法を取り入れて進めております。

さらに、洋上風力関係においては、本町沖の発電事業者である「合同会社八峰能代沖洋上風力」と地域貢献策について協議しているほか、今後は、「洋上風力発電を契機とした秋田の未来づくり会議」においても、大手商社と連携した取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

一方、持続可能なまちづくりにつきましては、財政の健全化と併せ、人口減少をはじめとする諸課題の克服や産業の発展と成長が重要であると捉えており、とりわけ、町の基幹産業である「農林水産業の発展なくして、町の発展はない」ものと考えております。

このため、町の農水産物の販路拡大は不可欠であり、国内のみならず海外展開も視野に入れた取り組みを進めるほか、農林水産業全般において、担い手の確保や所得の向上を目指す取り組みが重要であることから、農産物のブランド化やサーモン等の養殖事業を一層強化し、儲かる農林水産業を進めながら持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、産業振興についてであります。

はじめに、昨年の豪雨災害からの農地の復旧状況についてであります。大雨により被災した農地の災害査定箇所は60件あり、それを14工区に分けて順次発注しているところであります。

また、8月末時点における進捗状況は、完成が2か所、施工中が4か所であり、残りの8か所については未着手の状況となっております。

こうした状況は受注業者の技術者不足等が主な要因と考えますが、町としましては、引き続き県や地元建設業協会等と情報共有を行いながら、早期復旧に向けて取り組みを加速してまいります。

次に、浜田地区の水田の水不足対策であります。

当該地区における水田への用水の供給源は、本館頭首工及び沢水であります。昨年の豪雨災害により幹線水路が被災していることから、今年はこれまで以上に水量が不足している状況にあります。

一方で、サーモン養殖に要する用水は、泊川下流の代頭頭首工の水を利用しておりま

すが、これまで当該頭首工を利用していた水田は全てサーモン養殖の用地となっていることから、浜田地区の水田に対し、直接の影響はないものと考えております。

しかしながら、浜田地区全体における水田の水不足は認識していることから、圃場整備事業を含めた抜本的な対策を、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、岩館分港沖の防波堤延伸工事についてであります。

当該事業の実施主体である県によりますと、既存の防波堤の背後や延伸を予定している消波堤の周辺、漂砂の要因と想定される小入川河口の砂州など、7地点において、採泥採取と分析及び水中ドローンを活用した海底調査を行っていると考えております。

中間報告では、北防波堤の背後に堆積土を確認し採取を行っておりますが、今回延伸する沖防波堤においては、堆積土を確認していないほか、水中ドローンの撮影においてもヘドロがないと考えております。

このため、堤防の延伸により環境が悪化することは現時点において考えておりませんが、引き続き、事業実施主体である県と連絡調整を行ってまいります。

次に、「御所の台エリアの再構築構想」についてであります。

本構想については、議員の皆様は昨年5月の議会全員協議会において、エリア全体の将来イメージ図をお示ししたところでありますが、本構想の将来像は、白神山地の豊かな恵みを生かした交流ターミナルの創出を目指すとしており、ハタハタ館を中心に、あきた白神駅やあきた白神体験センターなどの既存観光交流施設の有効活用に加えて、民間企業のタイアップによる新たな開発事業との連携により、地域の産業振興や地域活性化を図りながら、多様なニーズに対応していく内容となっております。

また、本構想における具体的な動きにつきましては、御所の台エリアの魅力を最大限生かした事業推進を図るため、重要となってくるタイアップ企業への情報共有を最優先で行っているところであり、今年5月に開催された「洋上風力発電を契機とした秋田の未来づくり会議」の場において、本構想の推進に関して、観光の再開発等に精通した専門家を紹介してほしいとお願いしたところであります。

その後、当町沖の洋上風力発電事業者でありますエネオス・リニューアブルエナジー社や関連商社、地元金融機関などから問い合わせをいただき、各社に対して町としての考えをお伝えし、現地を確認していただくなど、更なる構想の進展に向けて取り組んでおります。

具体的には、もう少し時間を要すると思いますが、引き続き北東北を代表する観光拠

点を目指し、私自身アンテナを高く張りつつ、各方面の関係者に働きかけながら事業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、再質問ありませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） 最初の質問でありますけれども、昨年12月にもですね、私、財政絡みでこの種の質問をしてるんですね。これは予算を策定に向けての議会でありましたので質問しました。同じように大変厳しい財政状況は指摘されまして、今後どうするのかと思った時、省庁再編あった時にですね、財政課、新たに分離するということで、私はこれ本当に覚悟がうかがえると、このように思いました。企画政策、今、財政も含めてでありましたが、今後はですね企画政策名のもとに、正に企画立案、思い切ったアイデアをどんどん出していただいて、そして財政課はそれを資金管理をお願いしたいということでもありますので、是非ともそういう方向で頑張ってもらいたいと思います。財調関連で今後の5年間、シミュレーションを出していることを伺いましたので、できましたらそれを示していただきたい、このように思います。

人口減少という中での様々な対策ですので、まず英断をもって頑張ってもらいたい。いま一度どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど答弁の中でも少し触れましたけれども、この4月から組織改編ということで財政課を単独課といたしました。実は私、町長なってからずっと思ったのが、やはり企画財政課であると課長が予算を要求する、そしてまた査定をするということで、同じ人が同じことを、違うことをやんなきゃいけないというような状況を何とか改善したいというふうな思いもありました。そしてまた、先ほど議員からもありましたとおり、かなり財調に依存した財政が続いておりましたので、これを脱却しなきゃいけないという思いもありまして、このたび財政課を単独で作ったところでございます。

いずれ、私、様々な場面で言っておりますけれども、この財政状況を健全化させないですね、新たな政策も打てないと。ご質問の中でありました堀内カラーを出せないというようなところもありますので、引き続きですね財政状況、厳しい状況でありますけれども、しっかりと健全化に向けて取り組みながら、私の色をしっかりと出していききたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、再質問ありませんか。

○6番（菊地 薫君） 1番終わります。

○議長（皆川鉄也君） 続いて2番目の質問について再質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 大雨の状況、災害は今伺いました。これまあ突然の災害で、このような状況を鑑みればですね、まあ何をしているんだとも、これとも言えないような状況ですので、引き続きそれを頑張っていたきたい、このように思います。

そして、その次のですねサーモン養殖企業、町内に進出した。浜田地区の水不足ですが、これ私も長いこと議員やってますが、昔からの課題で解決できないでいる。地域の耕作者にすれば、まあ本館地域の余り水をもって俺たち田んぼ作ってるんだと、こういう言い方もするんですね。そういう状況の中で今、今日あるわけですが、やはり従来どおり検討しているとは今答弁されましたけれども、やはり人が変わる、体制が変わる、なってくればですね、もちろん県であれどこであれ相手も国も変わっていきます。やはり改めてまたね力を入れて活動しないと、同じように私たちも見てしまいますよ。何してるんだということ。それはやはり地域のね農業者の声聞けば切実なんです。そういうことで、いま一度ですね、この解決策に向かってですね取り組みを加速していただきたい。

町長のこれお膝元ですよ、浜田。八森地域に議員もいないんです。私ども地域の課題を町行政に届ける使命を持ってるんだけど、浜田の方々にすれば、まあ誰でも要望はできますけどね、なかなかやはり気軽に、地域の議員がいないことでなかなか言いにくい、届けにくいという面もありますので、どうかその点ひとつ。我が地域の何としてもやり遂げなければならないという決意をもって頑張っていたきたい。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 正に私の地元でございますけれども、やはりですね抜本的な改修ということを考えますと、やはり圃場整備が何としても必要だと私は思っております。圃場整備というのは単純に区画を拡大するだけではなく、やはり用排水路のコンクリートフリームを入れたり、あるいは当然ながら水源の確保、これがしっかりと考えられた上で整備するものですから、例えば今回のように浜田地区においては水が足りないよねとなれば、圃場整備事業として、じゃあため池を造りましょうとか、あるいは頭首工を造って安定的な水の供給をやりましょうと、そういったことが可能となりますので、そしてまた浜田地区は比較的平面、あまり段差がないといえますか、そういった地形で

ございますので、かなり工事はしやすいんだらうというふうに私は捉えております。したがって、既にですね地域の方にアンケート調査を行って、圃場整備の賛成、あるいは不安があるのであればどういったことがあるのか、そういった調査を既に行っているところでございますので、こういった調査をですね、しっかりと取りまとめた上で、是非とも圃場整備事業実現に向けてですね取り組んでいきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） その圃場整備がなかなかできない。そこまでこぎつけられない。同意がなかなか一本にならないという課題なんですよ、これ。従来から。まあそれ無理難題を私が伺っているということになるんだけど、その部分を何とかして解決に持っていく方向性をつける、そういうことを希望するんです。そういうことで何とかひとつ頑張っていたきたい。

今、その地域活性なるんですが、ひとたび足が降ればですね、逆に今度水はけが悪い。結構あの細い川、新川あたりあるんだけど、丁字路にぶつかって跳ね返るんです、水が。もうちょっとRでもつけてね、やはり流れをよくすれば、そうでもないと思うんだけど、まあそれただ一点、私、考えとして申し述べておきます。

それと、もう一点、ひとつ非常に気になるものがありまして、サーモン養殖の中間育成の業者であります。まあ先ほど述べたように大変企業として町に来てくれる、ありがたいことであります。

実はですね、私、商売柄いろんなお客さんを相手にするんですが、茨城の常陸から溪流釣りに来ます。魚釣り。先だって来たんですよ。その方々もう十何年来てます。先なんて人は40年来てると言ってます。ほとんど青森県側でやってるんですね。それで、いやあ魚何もいねなくなったって言うんですよ。そうしたら、まあ伺ったところ、実は日本ファームさんのあそこは大峰川、白神川か、2か所あります。その上流にいくと全く魚がいない。どういうことなんだということで聞きましたら、まずその周辺で臭いがする。まずね。これまた又聞きして私しゃべるんだから、そういう思いでまず聞いてください。ですから、いやあ、その企業、今、町に来るんであれば大変でしょうという思いで私もずっと伺いました。そうして、私、松神というところに個人的に知り合いいるもんで電話したら、いやあ初耳だなと、何もそういう話聞いたことねえよと言うんですよ。おお、せばこれまた軽々にもものも言えないなと思ひまして、結局その排水はもう全く海岸近くの道路沿いのところですから、魚が遡上しないんですね、それによって。

だから上流に魚がいないって言うんですよ。まあそういう経緯も伺いましたけど、実は昨日ですね、どうも気になって私、5時、まあ夕方行ったんですよ。手前の白神川は、今、災害あって工事もしましたから全くもって分からない状況でした。ただ排水は大量に流れてました。それで次の行ったその大峰川の橋に行ったら、何かぷーんと臭いするんですよ。その橋から50メートル、70メートル上流だと思います、排水口は。大量に流れてました。ただそこにいて、ずっと継続的に臭いがするのかなと思えばまたそうでもなくて、ただですね、こういう私が懸念を示すようなことが今、泊川で発生したと、もしもですよ、するとするならば、これ大変なことだなと思って、あえて今ここで私取り上げてるんだけど、まあ泊川、県管理ですから、なかなか町とも業者ともどこまで審議の過程にあるのかそれは分かりませんが、議会に示したあの進出に当たっての様々な資料あります。あれを見ると、排水浄化の機能もちゃんと説明してありました。確かにいいんです。それが新しいものなのか旧式なのか、従来のものなのか、それは分かりませんが、その部分をですね徹底的に強力に申し入れてほしい。これはやはりですね大変な問題ですよ。深浦町の方は民家ないんですよ、周辺に。泊川あのおりでしょう。もちろん排水が異常あれば、リーフにつくカキの問題も出てくる。漁業の問題も出てくる。そういうことでですね、それを徹底して、今聞いたことを。まず確認が大事だと思いますので、確認も含めて、そうでなくてもその部分は強力に進めてほしい。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今、議員からご指摘のありました事項につきましては、しっかりと私の方から日本サーモンファームさんにお伝えしたいと思います。

ただですね、私ちょっと出なかったんですけども、サーモンファームさんが浜田地区の住民に対して説明会を行っております。確かですね、その中でもその臭いに対する不安は確か意見として出てたと思いますので、そういったところも含めて多分サーモンファームさんはやってくれると思いますけども、改めまして町としてもそうした意見をですね相手方に対して言っていきたいと思います。

そして1点、泊川、先ほど議員の方から県管理というお話がありましたけども、普通河川で町で管理しております。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 次の静穏域の防波堤の建設でありますけれども、私、こういう質

問をしてですね、町、特に町長は大変困ったと思うんです。今さらね、このような課題といえますか、うん、どうすんだということを町長に申し上げてみたところで、大変失礼だけど、この事業がもうね県で行う、14年度にこれを完成させるという、そこまで明言してる中で、後退させるようなことをですね私言いたくない、なかったんです。ただ、先ほど浜田のような問題で、漁業者から、あそこは非常に昔からアワビのとれるところだったそうです。現在の200メートル離岸堤が造った段階から現在のようになってるんですよ。だからこの次の離岸堤を造っても何ともないという、町長述べたけども、調査の過程もあるでしょうけども、そういうことは私はならないと、マイナスにならなくてもプラスにはならないと私は思ってます。目的がサーモン養殖であれ何であれね。あそこの今の離岸堤の内側半分以上なんですよ、聞いたところ。それが砂、ヘドロ状態。そこに海藻も一つもない。アワビいるわけないですよ。そっから沖合に離岸堤までの間にサーモン養殖をやろうとしてる。これから延伸するところにやろうとしてるんでありましようけれども、この事業がね失敗すると大変なこと私なると思うんです。そういう思いであえて私、今回挙げたわけですが、実態というものをどの程度把握しているかということ、私伺いたい。住民がこれを大変だ、困ったなと言いながら、どこに声を上げることもできないで黙ってるんであれば、私は議会に届けますよって。これは何としてもね住民の意見として残していただきたいというのが私の思いで、今、一般質問に立ってるんですよ。ですから、担当としてどこまで把握してるのか。その辺をまず私は確認したいんです。どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内農林水産課長。

○農林水産課長（堀内和人君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

町長の答弁でもありましたとおり、まだ中間の報告までしか受けておりません。なので、詳しい報告はまだ調査結果上がってきておりませんので、今現状としましては町長の答弁にありましたとおり、ヘドロは確認されていないという状況しかまだ把握できておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ありますか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 県が調査するから公式なね、その調査資料が来てないっていう説明なんだけど、そうでなくて、担当課として足を運んで出向いて意見を伺って、いや、

こうであったのかくらいはあるでしょうよ。事務的な処理しかないでしょう、そういう話すれば。だから何でも縦割りでどんどんどんどん決められてくれば、一般住民からこうやって届かないんですよ。やはりその辺はね、やはりまあ役場の職員として住民の声を聞く際にどうであったかなくらいはね行って確認しないと。確認してください。私、何名も聞きましたよ。同じ答えですよ。それを県がどういう調査結果出してくるか。それは分かりません。もちろん来た際には、当然我々議会にも示してほしいし、その部分をまず約束していただいて。いいですか、どうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私も先ほど答弁で、県の事業なんぞという答弁をしてしまいましたけれども、事業自体は県でございますけれども、もう我々としてもですね地元というところで、しっかりとですね、その情報を取りに行つて、議員の皆さんはもちろん、町民の皆様にですね、しっかりと示すことができるような形で出したいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） まず是非ですね、やっぱり住民の声に沿ったやはり動きというものを是非ともしていただきたいと思います。

それと、ハタハタ館周辺の開発でありますけれども、町長、様々な大きな民間の企業述べられました。そこまで話が届いているのかと、まあ思ってね、今ちょっと今、多少安堵したわけですが、ただでない事業だと思うんですよ、事業者から見て。まあ北東北の拠点を目指すような説明を町長されてますが、国道であっても幹線でもない。ローカル国道ですよ。そこに集客する。やはり確かににぎわいは創出したいけれども、身の丈に合ったね、そういう状況が当然出てくると思うんですよ。無理難題。造ったのはいいが、あそこは遊んで何も死んでいる。それでは困るわけで、当然やはり核となる部分は道の駅化をするハタハタ館なんですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ハタハタ館に限らずですね、ちょっとエリア全体を私ちょっと考えているところでございますので、ちょっと一概にそのハタハタ館がメインでっていうことではございませんので、ご理解していただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 道の駅をハタハタ館に持ってくる、そういう状況の中で、まあここ数年、前町長からこう動きがあったわけなんです。それが堀内さんがそれこそまたコンサルの計画を先延ばししても作り替えたという、そういう思いですが、そのとおりですよ。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私が町長に就任してもうすぐに、もう事業が動いておりましたので、その中間報告といえますか、現時点の成果はこんなイメージしてますというような報告を受けました。その時ですね持ってきたのが、ハタハタ館をベースとしてコンビニを造って、あとはもう道の駅化にして終わりますみたいなそんな絵だったので、ちょっとこれでは、せっかく金をかけんののに、これで駄目になった道の駅が相当あってですね、私も県の道路課時代に道の駅の担当でしたけども、かなり失敗しているところも見てきておりますので、これでは駄目だということで工期を先延ばししてですね、やはりちょっと夢ある絵を描きたいというところで、去年の5月にお示ししたようなものを作ったところでございます。

いずれですね、そういったところもありまして少し形は変わってしまいましたけれども、それを実現するためにですね、今、いろんな事業者さんと協議しているところでございますので、具体的なところはもう少し待っていただければなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、ほかに質問ありますか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 今の町長の答弁、まだまだ先のようでありますので。計画の資料見ますと4年間でということになってます。それは変わらないわけですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（堀内満也君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 1時31分 休 憩

.....

午後 1時31分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 4年というのはですね、事業着手から概ね4年ぐらいかかるだろうというところではございまして、まだ事業化してないところではございますから、今から

4年ではなくて、事業着手から4年というところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） そうなんです。それはそれでいいんですよ。今の段階で着手なんかできる状況ではないです。

それで、まああの周辺というのは、ハタハタ館がね核として動いてる集客の拠点ですよ。そしてやはりハタハタ館の運営自体、様々な状況というのはやはり常にテーブルに上がるし、危惧してるんです。町で大枚の指定管理料出しました。しかしながら、決算、今700万円しか出てないんですよ。そういう状況の中で今後それでいいのかなと思った際に、内部の飲食関係、あるいは仕出しといふかな、宴会関係含めて500万円くらい赤字なってます。レストラン部分のフル稼働というのが全くされない。観光客、あるいは道の駅、こっちに足を運んだ人は、昼飯どこで食おうかな。まあ行けば、そこさ行けば何とかなっぺって来るんですよ。どはちさんも火曜・水曜休み。ハタハタ館も火曜・水曜、レストランも休み。これはね大変なやはりお客さんに迷惑かけてますよ。ひとたび聞けば、人手不足ね。かけても人が来ない。それでね何年も経ったってしょうがないでしょう、これ。身近にやりとりするのが、ただ風呂に入る銭湯とは違うんだからね。飯を食えるところはやっぱり必要なの。夜遅くまでと言わないよ。夕方ぐらいに飯食えるまでやれないかなと思うんですよ。これハタハタ館の話を聞けば、町長が、いや社長でありながら、前、私断られたことあるけど。そういう状況は皆思ってますよ。何かその辺をね、やっぱり館に対するやはり社長として指示・指導。あのレストラン部分を例えば、あれだけの面積でなくて、当然厨房は上に上げるから必要ですよ。ただ、蕎麦なりラーメンなり何かね、一角をね民間でもいい、じゃあ誰来るって言わあじやって言うかもしれないけども、民間でもいい。テナント的にして飯くらい食わせる。蕎麦くらい食わせる。それくらいのやはり改善をしていかないと、魅力がないね。ホテル部門が好調だからって、そういう部分でないがしろにすれば駄目ですよ。どうですか、私の今、私の意見。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃるとおりだと思っております。私も、ここは町長として言いますけれども、しっかりとですね指定管理者であるハタハタの里観光事業株式会社の方には、そのことを伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） 6 番議員、ほかに質問ございませんか。6 番菊地 薫君。

○6 番（菊地 薫君） まあいろいろ申し上げましたけれども、やはり当然ですね、まあ南部からいけばポンポコ山周辺のあの開発はもちろん大事ですが、やはりどうしてもハタタ館を核としたあのエリアなと思いますので、来た人がですね少しでも満足するような、良かったなというぐらいのね施設運営をしていかないといけないと思いますので、以上を申し上げて質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（皆川鉄也君） これで6 番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、13日午前10時より開会し、議案審議を行います。

これにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後 1 時 3 7 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 9 番 須 藤 正 人

同 署名議員 10 番 門 脇 直 樹

同 署名議員 11 番 山 本 優 人

令和6年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和6年9月13日（金曜日）

議事日程第3号

令和6年9月13日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 議案第92号 令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について

第4 議案第93号 令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第5 議案第94号 令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第6 議案第95号 令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7 議案第96号 令和5年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第8 議案第97号 令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

第9 議案第98号 令和5年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

第10 議案第99号 令和5年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について

第11 議案第100号 令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定について

追加日程第1 議案第101号 工事請負契約の締結について

追加日程第2 発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について

第13 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範

2番 伊藤一八

3番 奈良聡子

4番 芦崎達美

5番 水木壽保

6番 菊地薫

7番 腰山良悦

8番 見上政子

9番 須藤正人

10番 門 脇 直 樹

11番 山 本 優 人

12番 皆 川 鉄 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
財 政 課 長	堀 内 敬 文	企画政策課長	高 杉 泰 治
建 設 課 長	浅 田 善 孝	防災町民課長	工 藤 善 美
農林水産課長	堀 内 和 人	商工観光課長	成 田 拓 也
税務会計課長	今 井 利 宏	福祉保健課長	菊 地 俊 平
教 育 次 長	山 本 節 雄	学校教育課長	山 本 望
生涯学習課長	石 上 義 久	農業委員会事務局長	内 山 直 光

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方には、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第101号と発議第5号の追加議案につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営会委員長より報告願います。水木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会は、本日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議事日程の追加について協議いたしました。

その結果、議案第101号と発議第5号を本日の日程に追加し、別紙日程表のとおり議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、議案第101号と発議第5号を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号と発議第5号を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月3日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、日程第3、議案第92号、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第100号、令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第43条及び第44条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これより令和5年度八峰町一般会計・各特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算の審査結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

6番菊地決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

9月3日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、令和5年度八峰町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第92号、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案

第93号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第95号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第96号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定については賛成多数で、議案第97号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第98号、令和5年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第99号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、議案第100号、令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定については全員賛成で、それぞれ認定するものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和5年度決算に関する付帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 日程第3、議案第92号、令和5年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 令和5年度一般会計に反対をいたします。

税務会計の国保税滞納繰越額状況によると、平成27年から滞納者が2名、令和4年で41名です。滞納繰越は前年度の3割減で385万4,951円となっています。国保税が高くて払えないことが財政にも影響を与えています。法定外の減免申請を進めて一般会計から減免分を補充していくべきです。まず減免申請は、家族全員の金融機関調べの同意書提出があります。近隣市町村でやっていない同意書提出をやめ、減免申請を周知して申請しやすくすることです。

農林水産に、町水産業の振興と水産物の安全で効果的な供給を図るため、県営漁業整備事業に800万円負担したとあります。この事業を拡張することで海底に砂が堆積し、アワビ、サザエがとれなくなったという切実な漁師からの声が聞こえます。今後、近海沿岸漁業に影響があるのではないのでしょうか。

ハタハタ館は町のシンボルとして町民に愛され、町民の福祉としてうたわれていますが、町民離れが続き、その対策が見られません。これ以上の税金投与は町民の民意が得られない。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第92号は原案のとおり認定されました。

日程第4、議案第93号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険事業勘定特別会計に反対をいたします。

国民健康保険証の資格証明書発行数は9件、13人になっています。医療機関で窓口負担は100%です。短期保険証の発行は31世帯、41人あります。資格証明書発行の予備軍で不安を抱えていることと思います。資格証明書がある限り、誰でもが安心して医療を受けられるというこういう困難に立ち向かってしまいます。こういう町民がいるということは、健康で文化的な生活を受けることができないということになります。病状悪化して、国保会計に負担を与える、この悪循環が続いてしまいます。

協会けんぽの場合、高い、倍近いと言われるこの国民健康保険料は、児童生徒の均等割を見直して廃止する、これがその手立てではないでしょうか。その分は子育て支援として一般会計から繰り入れる必要があると思います。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第93号は原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第94号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険事業特別勘定会計に反対をいたします。

介護保険料の普通徴収で未納者がおります。年18万円未満の年金収入から天引きできない人たちです。この人たちが介護保険の運用を受けるには、10年前からの未納分を払わなければならないという説明がありました。滞納の不納欠損は3年でありながら、遡って10年前までの滞納金を求めるのではなく、滞納処分執行手続をして、低年金者でも必要な時に介護を受けられるようにしなければなりません。別世帯にして生活保護を受けるなど、行政が援助してこのような不安を抱えた人たちが安心して介護を受けられるよう、きめ細かい援助が必要です。

一人も取りこぼさないことを求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第94号は原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第95号、令和5年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

非課税世帯外の世帯で医療費が倍になりました。高齢者夫婦で医療費が倍になることは家計にも響き、医療受診控えが出てきます。また、年金収入18万円未満の人は220人と説明がありました。当然滞納も増え、国保と同じように資格証明書を発行する、こういう制度になっております。月1万5,000円の収入で保険料が払えるでしょうか。

このような後期高齢者に合わない制度になっております。このことから、この制度そのものに反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第95号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第96号、令和5年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 沢目財産区特別会計に反対をいたします。

財産区は地方自治法に照らし合わせて条例が作られ、特別会計は議会に何の権限もなく、財産区を見守るだけであるということを認識しました。この特別会計に賛否を問うとすれば、反対せざるを得ません。全国3,700あまりの財産区は、地方自治法に則り、それぞれの独自のやり方で地域に見合った条例があるとすれば、当町の財産区はもっと民主的に町全体に還元できるものにするべきではないかと思います。しかしながら、沢目財産区は財産を守るため積み重ねてきた努力には敬意を表します。

もう一つ反対の理由は、陸上風力発電の乱立です。それぞれの自治会の用地に建てられる風力発電は、賃貸収入がありますが、風力発電にとってどのくらいの考察があったのでしょうか。町全体の景観や健康被害、バードストライク、住宅地に近い、損害被害、農作物に影響を与えると思われる風車の影、20年後撤退の処理方法などの問題を業者と管理運営委員会が説明を受け、地域ごとにばらばらに行った住民説明会は、地域住民に周知されたのでしょうか。風力を考える会のアンケート結果を見て疑問があります。陸上風力発電は、今年度で事業が完成しますので、反対意見はこれまでとします。いずれ最終責任は町長です。風力発電のような事業については、住民の声を反映させるようなことが必要ではないでしょうか。

このようなことから、沢目財産区の特別会計に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。
この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第96号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第8、議案第97号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第98号、令和5年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第99号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第11、議案第100号、令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第97号、令和5年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、議案第100号、令和5年度八峰町下水道事業会計決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第97号から議案第100号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号から議案第100号は原案のとおり認定されました。

以上、令和5年度決算等に関わる議案については全て認定されました。

追加日程第1、議案第101号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第101号についてご説明いたします。

議案第101号、工事請負契約の締結について。

令和6年9月9日に指名競争入札に付した、旧岩館小学校解体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的 旧岩館小学校解体工事

契約金額 6,996万円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字和田表121

三商物産株式会社

代表取締役 鈴木 恵子

支出項目 令和6年度一般会計

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 財産管理費

令和6年9月13日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

なお、入札調べを提出しておりますので、併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 旧岩館小学校の上っていくあの道路が今年の豪雨で半壊してます。この解体工事が始まると、そのダンプが通ってですね大変危険な状態であります。また上の方には畑もたくさんあります。この工事の入札は終わっていると聞いてますが、まだ工事に取りかかる、そういう気配が見えない状態であります。やはりこの道路の工事をですね早めにやって、そしてその両側を通行できるようなですね状態にしていかないと、非常に危険であります。どうかその工事をですね早くしていただいて、それから解体をしてもらうということをお願いしたいと。そのことについてお伺いをいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課

長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに旧岩館小学校の道路、昨年7月の災害で通れないというか崩れてるような状態です。契約の方はもう既に終わりました、工期は来年の3月までということになっておりますけども、今回の旧岩館小学校の解体、幸いなことに道路も三商物産の方で取られてますし、解体も三商物産ということで、まあ町も入りながら工程管理をしっかりと、きちっと解体の工期に間に合うように工事を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今回の岩館小学校の解体に限らずですね、今まで遊休資産というものが、これからもまだ解体するような資産があると思うわけですが、この施設についてはですね、私は一旦、ただで貸すとか、そういうふうなことで町民が第二の使用をできるようにですね、オープンにしたらどうなのかと。まあ借りる人、希望でもいいですし、ただで貸しますからどうぞというふうな方向を出してみても初めてそれを解体するというふうな方向に持ってかないと、これからうまくないんじゃないかなと思うわけです。現実には今回解体する工事。まあ某建設会社、まあ今は分かりません、今の状況では分かりませんが、私が五、六年前に聞いた時は、自社で借りようかなというふうな話あったんです。会社であれば耐震工事なんか自分の裁量で勝手にできるわけで、そうすると解体するまでもなくまた再利用できて、そっちの会社も倉庫代わりとかというふうな形で使えるもんだなと思うわけですね。ですから、もっとですね解体の前に、まあその建物であれば解体の前に、遊んでる土地であれば草がおがってこない前に、木がおがってもこない前にですね、例えば八森中学校のグラウンド、岩館小学校のグラウンド、これだって使い道なくなるわけですね、木がおがってくると。ですから、その前にもし使える、貸すつもりがあるようであれば、やっぱりそれを貸しますからというふうに私は町から提案するべきではないかと思うんですが、その点について考え方について町の考えを聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、これまでも町の遊休施設に関しましては、貸付、若しくは無

情譲渡という形で有効活用できるものに関しましては、旧湯っこランドなどがいい例だと思いますが、進めてまいりました。これからもその方針には変わりございませんが、やはり老朽化が進みますと躯体そのもの、特に屋根とか部分の破損がひどくなりまして補修費に多くにかかるということで、こうなりますと借り手がつかない状況になります。旧岩館小学校が全くその例でございまして、内部はかなり雨漏りをしておりまして、天井の崩落だとか、それから機械設備なども完全に使えない状態、また排水、浄化槽などについても使用不能の状態になっており、今の段階ではとても貸し手がつかない状況で、非常に不全の状態になっておりますので今回解体することに決めたものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 借り手がつかないというのは町が判断したんじゃないんですか。例えば、業者が例えば町内にちょっと業者がありますけども、そういう方々に対して、こういう状態だけでも借りる希望はないのかというふうなことをやっぱり私はやるべきではないのかな。別にそこで生活するとか居住するわけではないので、倉庫とすれば別に電気もなく、電気ぐらいは必要だにしても水道も排水設備も、まず建物の外は必要ですけど、中は必要ないのであってですね、その辺はやはり私は業者を集めて見てもらうということも一つの方法ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

旧岩館小学校につきましては、議員のご指摘があった借り手の募集ということは具体的には行っておりませんが、実際に企業として事業者としてその利用価値があるということであれば、まあここまでですね、町で今、遊休施設とか利用しないままこの期間まで来た時に一度も相談がございました。ということは、地理的、若しくは規模的に魅力がないものだったのだろうというふうに私どもは考えております。その上で実際使うとなれば、借り手の責任で様々な補修をすると、そういったデメリットも踏まえた上で最終的に借り手がつかなかったのだろうというふうに考えておりますので、まず今回解体することにしたものでございます。もちろんそういった形でですね借り手がつく可能性があるもの、地理的、規模的にですね有効活用できるような見込みのあるものについては、ご相談があれば積極的に貸し出し、無償貸付、譲渡などについても協

議してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ですからね、これは町がそう考えるのであって、ゼロで貸すのであれば自己負担で改修する可能性あるわけですよ。まあそれはあの建物の例ばかりを言うんじゃないわけですが、例えば住民、まあ住民というか普通の民家、今、ただで譲る、土地つきでただで譲るという状況がいっぱい全国にありますよ。で、ただで譲ってもらった人は、その後々自分でリフォームするという前提でそれを譲り受けるわけですね。ところが町としてそれがはなっからそれが無いもんだという、もうは決めつけで解体に入る。そうでなくて、こういうふうな建物、まあ改修、何だ、再利用、リフォームの金にかかるけども、もし必要であればただで貸しますからというふうなアドバイスっていうか、まあ提案があっても私はいいもんだと思うわけですよ。それはその町の資産だけでなく町内にある民間の問題でも同じことが言えるわけですね。そういうふうな意識に立って町の運営、町のあり方を考えていかないとですね、これはおかしいんじゃないかと思いますが。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃることも十分に理解しております。で、先ほど湯っこランドの話を課長からしましたけれども、やはり湯っこランドはですね休んでしばらく経ってから、町民の方からやはりこれ使いたいなというような話もありました。そういったことで公募したというところもありますけども、先ほど、繰り返しになりますけども、旧岩館小学校に関してはそういったところがなかったというところがありまして、やはり補修費、メンテナンス費が相当にかかるんだろうと判断して、やはりそういった応募者がなかったのだろうと我々は考えております。

しかしながらですね、やはり今後もですね例えば塙川小学校が今、改良区が出て空き家になるところでございますけれども、いずれですね、そういったところに関しては積極的に町としてもですね情報提供しながら、まあ希望者がいれば現場を見ていただくとかそういった取り組みをですね今後も進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって令和6年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時40分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 1 番 笠 原 吉 範

同 署名議員 2 番 伊 藤 一 八

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子